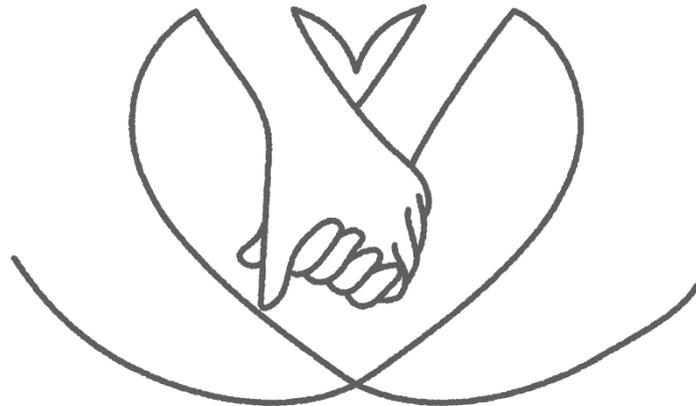




いのち
支える

第2期 いのち支える小山市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない小山市を目指して～

2025（令和7）年度～2028（令和10）年度



2025（令和7）年3月
小山市

はじめに

我が国では、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺が、広く「社会の問題」として認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。その結果、自殺者数は3万人から2万人に減少するなど、着実に成果を上げてきたものの、今なお2万人を超えており、以前として深刻な状態といえます。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独、孤立などの様々な社会要因があることが知られています。その要因は我々の身近に潜んでおり、自殺は「誰にでも起こりうる危機」とされていることから、自殺対策は様々な関係機関と有機的に連携し「生きることの包括的支援」として実施する必要があります。

本市では、平成31年3月に、「いのち支える小山市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない小山市」を目指して、本計画に基づく様々な施策を推進してまいりました。

この度、令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱及び、市の実情を踏まえ、新たに第2期のいのち支える小山市自殺対策計画を策定いたしました。

自殺対策の本質は「生きることの支援にあること」を主軸に、誰もが豊かな人生を送れる一人ひとりの「ウェルビーイング」が実現できる小山市を目指し、自殺対策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様や貴重なご意見やご提案をいただいた「小山市自殺対策協議会」の皆様をはじめ、関係者・関係団体の皆様に対し、心から御礼申し上げますとともに、今後とも本計画の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025（令和7）年3月

小山市長

浅野正富



目次

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	3
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の期間	5
第4節	計画の策定体制	6

第2章 小山市の現状と課題

第1節	自殺者数の年次推移	9
第2節	統計でみる小山市の現状	10
第3節	アンケート調査の結果	19
第4節	現状からみる課題	27
第5節	いのち支える小山市自殺対策計画（第1期）の評価	29

第3章 計画の基本的な考え方

第1節	自殺に対する基本認識	39
第2節	基本理念	41
第3節	基本方針	42
第4節	施策の体系	44
第5節	数値目標	46

第4章 自殺対策の支援施策

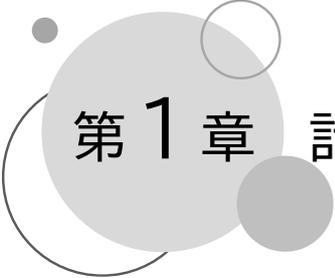
第1節	施策一覧	49
第2節	基本施策	51
第3節	重点事業	70

第5章 自殺対策の推進体制

第1節	計画の推進体制	75
第2節	計画の進捗管理	75

資料編

1	策定の経緯.....	79
2	小山市自殺対策協議会設置要綱.....	80
3	小山市自殺対策計画検討委員設置要領.....	81
4	自殺対策基本法.....	82
5	自殺総合対策大綱（概要）.....	85
6	いのち支える相談窓口.....	87
7	用語集.....	94
8	栃木県内他市の統計.....	97



第 1 章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国では、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正され国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果を上げてきました。

しかしながら、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したこと等により、自殺者の総数は11年ぶりに前年を上回りました。

また、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、小中高生の自殺者数は、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準となっています。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況ではありません。

このような状況の中、本市では、平成31年3月に「いのち支える小山市自殺対策計画」を策定し、啓発や相談支援などの事業を実施してきました。

この度、令和7年3月に、「いのち支える小山市自殺対策計画」が計画期間満了を迎えました。本計画においては、「いのち支える小山市自殺対策計画（第1期）」の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない小山市を目指して」を継承し、国や県の動向、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、パブリックコメント、小山市自殺対策協議会の意見などに基づき、「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」を策定します。

本計画は、自殺対策基本法の趣旨や令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」に基づいて、本市における自殺に関する情報収集や現状分析を通じて地域の課題を抽出し、自殺の実態と特性に即したきめ細やかな対策に取り組むことを通じて、市民一人一人がかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、自殺対策を総合的に推進する計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

1. 法令等による根拠

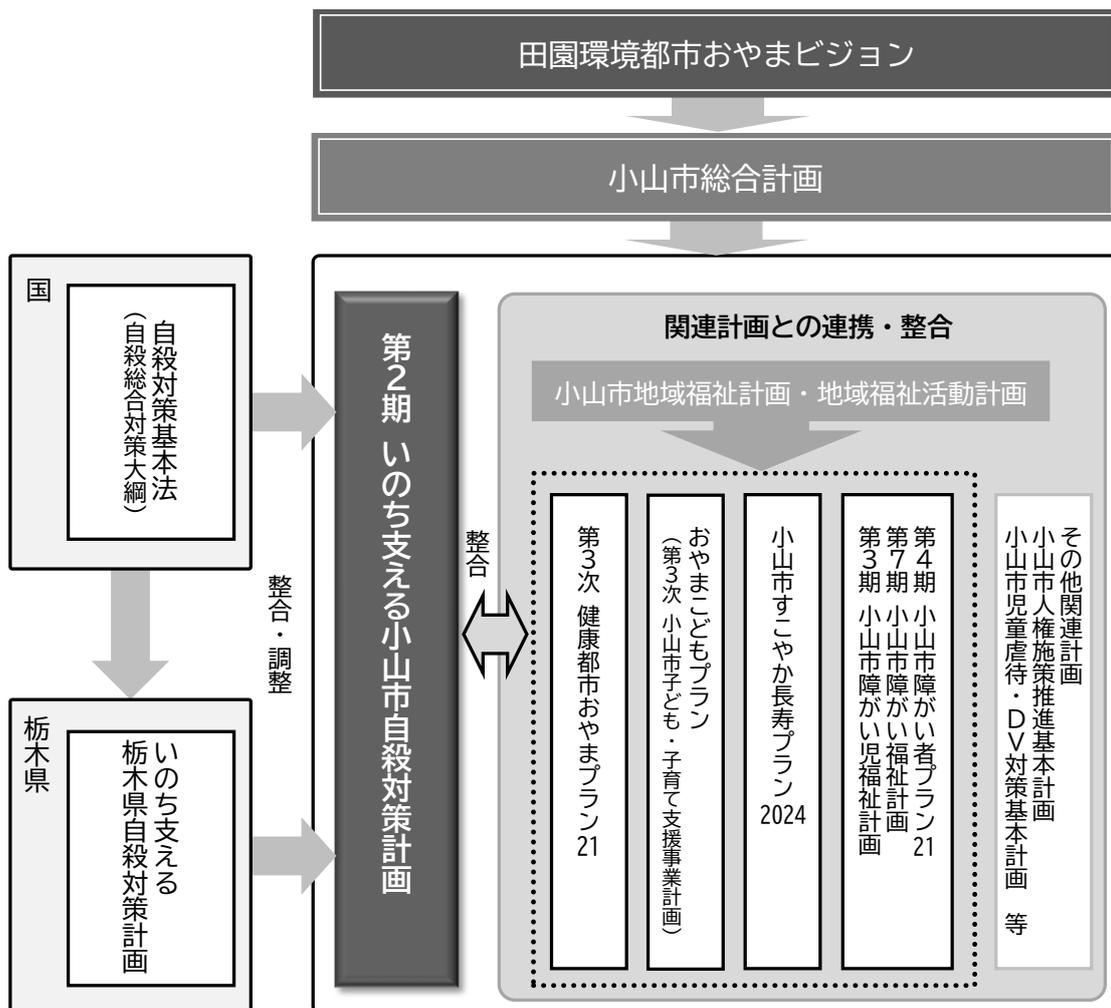
本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、市制100周年を迎える2054年の本市のあるべき姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」の実現に向け、市制運営の最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画として、関連計画と整合性を図りつつ、国や栃木県の動向を踏まえ策定いたしました。

また、持続可能な社会を実現するための重要な指針として国連で採択されたSDGs【持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)】の趣旨を踏まえております。

■ 計画の位置づけ

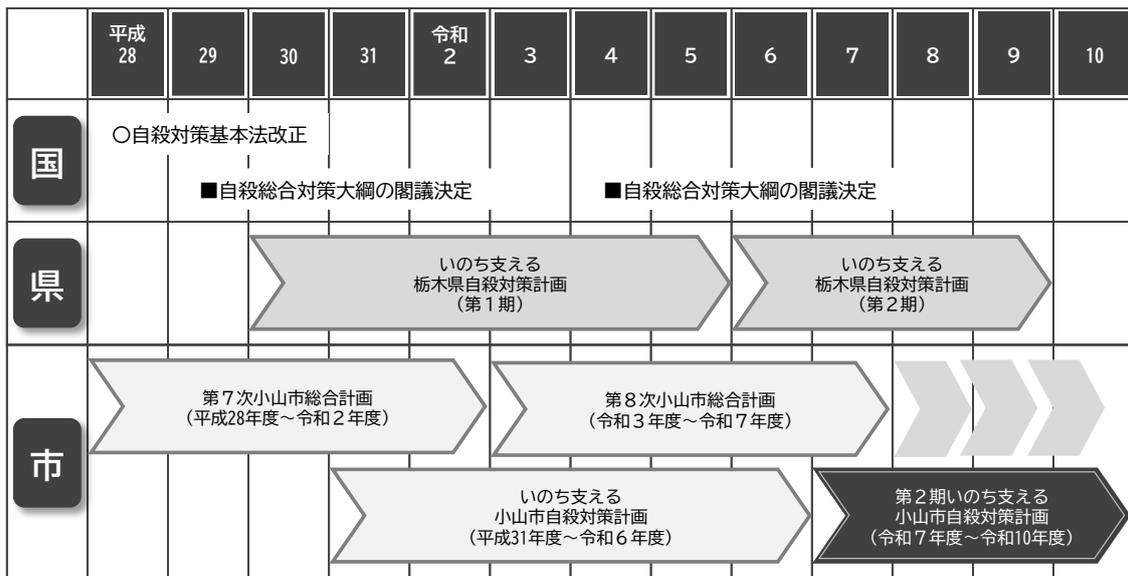


第3節 計画の期間

本計画は、2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までの4年間を計画期間として策定します。

また、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

■ 計画の期間



トピックス

SDGs とは

『SDGs』とは、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）のことです。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

また、SDGsには17の目標があり、人権、経済・社会、地球環境、さまざまな分野にまたがった課題が分類されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4節 計画の策定体制

1. 庁内検討組織の設置

庁内における計画策定作業については、自殺対策の関係各課で構成された「小山市自殺対策計画検討委員会」及び「小山市自殺対策計画策定担当者会議」を設置し、組織や枠組みにとらわれることなく、審議・検討を行いました。

2. 計画策定委員会の設置

本計画を策定するにあたり、地域の特性に応じた計画とするため、幅広い分野の関係者で構成されている「小山市自殺対策協議会」において、審議・検討を行いました。

3. 市民の意見反映

(1) 自殺対策計画策定に係る市民意識調査の実施

本計画を策定するにあたり、本市の現状や自殺対策に関する意見等をうかがい、今後の自殺対策の総合的な推進に活かすことを目的に、令和6年6月14日（金）から令和6年6月28日（金）の期間で実施しました。

(2) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」の計画案についてパブリックコメントを令和6年12月4日（水）から12月17日（火）の期間で実施しました。





第2章 小山市の現状と課題

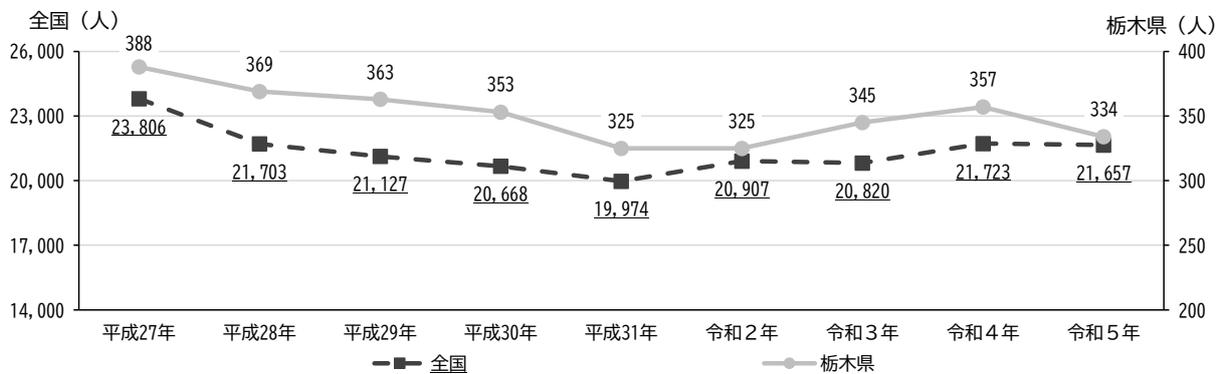
第1節 自殺者数の年次推移

1. 全国・栃木県の自殺者数の年次推移

全国及び栃木県の自殺者数は、平成31年から令和4年にかけて増加傾向にありましたが、令和5年では、全国では21,657人、栃木県では334人となっています。

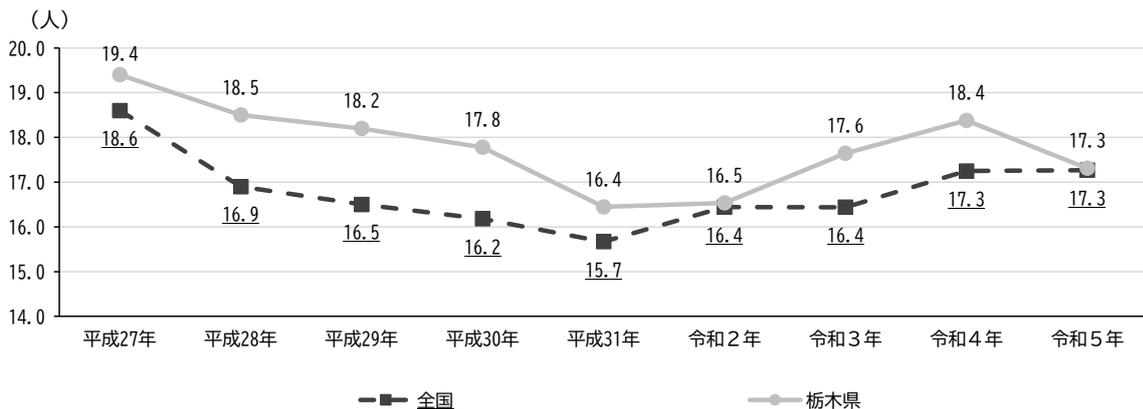
また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）においても全国及び栃木県は平成31年以降増加傾向にあり、令和5年では、全国、栃木県ともに17.3人となっています。

■ 全国・栃木県の自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 全国・栃木県の自殺死亡率



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

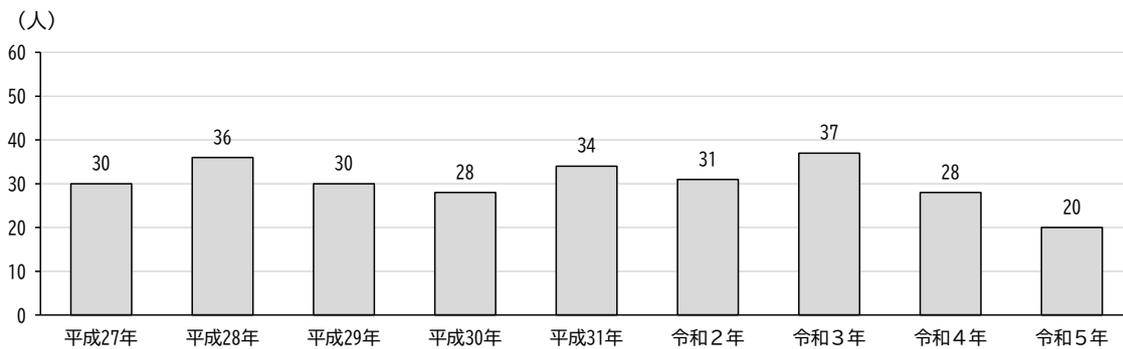
第2節 統計でみる小山市の現状

1. 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成27年の30人から増減を繰り返しながら減少しています。

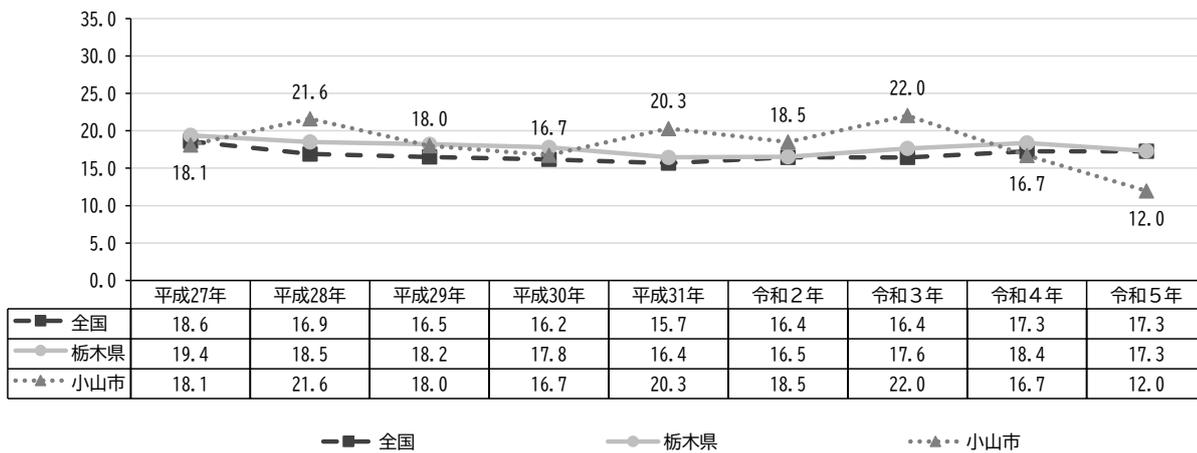
また、自殺死亡率は、令和3年の22.0人を最高値として令和5年には12.0人まで減少し、栃木県や全国の自殺死亡率を下回る水準となりました。

■ 小山市の自殺者数



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市・栃木県・全国の自殺死亡率



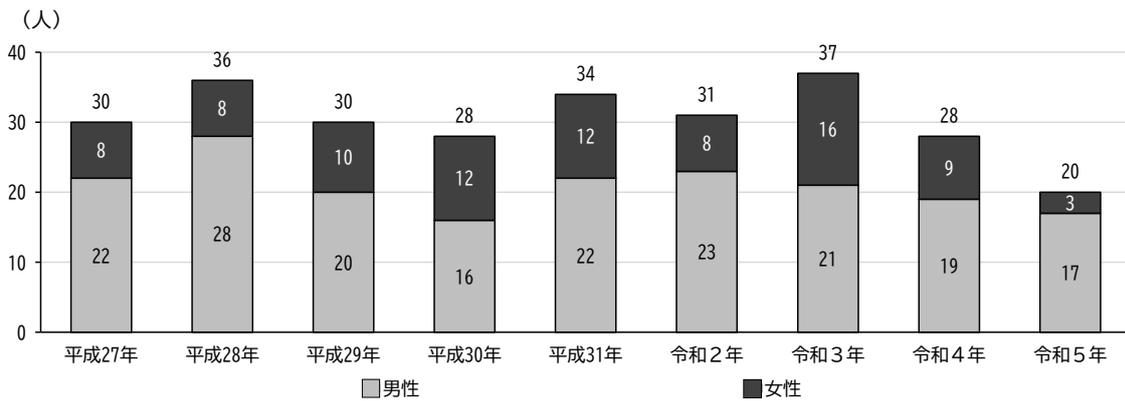
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2. 男女別自殺者数と男女別割合

本市の男女別の自殺者数は、「男性」が「女性」を上回る推移を示しており、令和5年では「男性」17人、「女性」3人となっています。

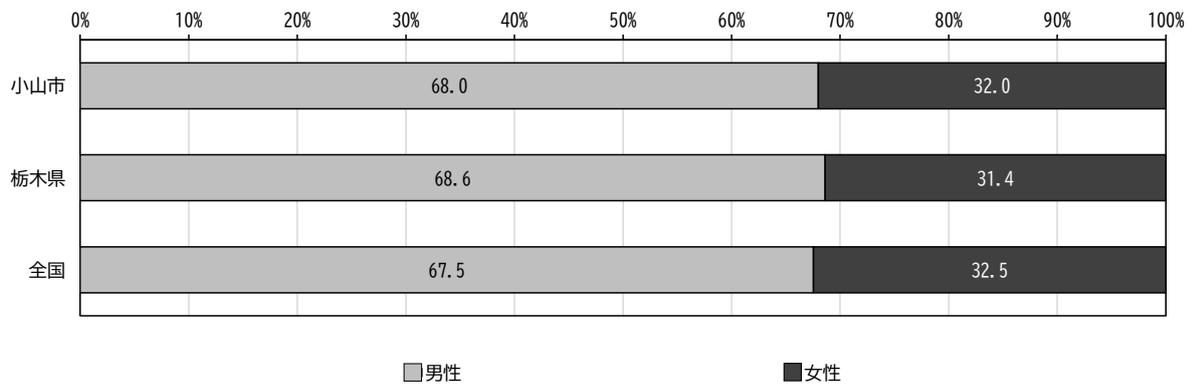
また、本市の男女別自殺者数の割合を全国・栃木県と比較すると、「男性」の割合は全国より高く栃木県より低くなっており、「女性」の割合は全国より低く栃木県より高くなっていきます。

■ 小山市の男女別自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市・栃木県・全国の男女別自殺者数の割合（平成31年～令和5年の5年間の累計）



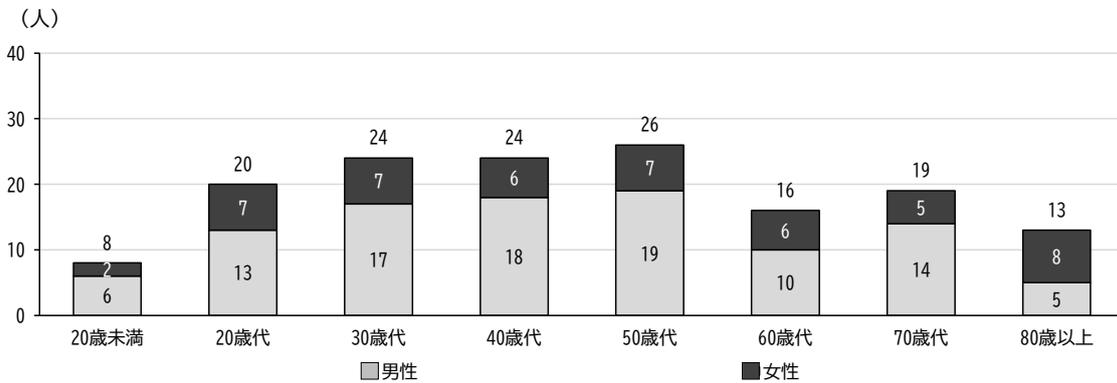
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

3. 年齢別自殺者数と年齢別割合

本市の自殺者数の5年間の累計を年齢別で見ると、「50歳代」が26人と最も多く、次いで「30歳代」及び「40歳代」が24人、「20歳代」が20人、「70歳代」が19人、「60歳代」が16人と続いています。なお、「80歳以上」以外のすべての年代で男性が女性を上回っています。

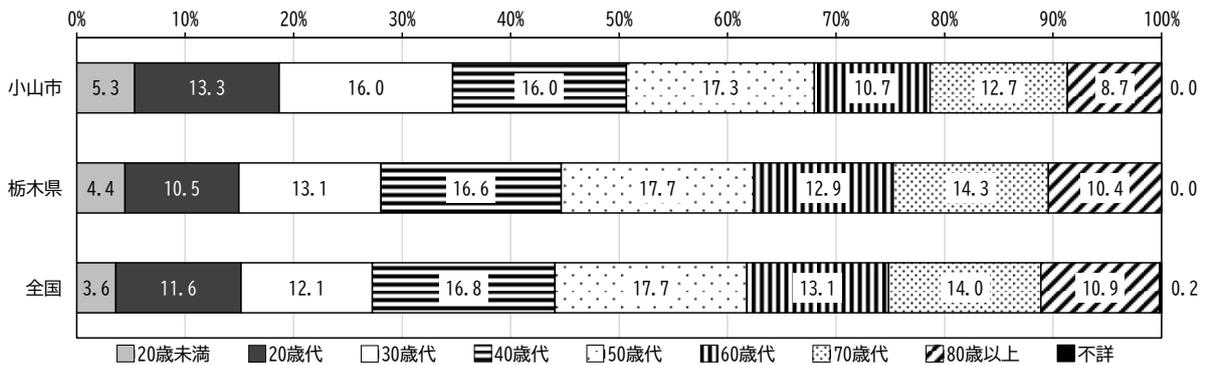
また、本市の年齢別自殺者数の割合を全国・栃木県と比較すると、「20歳代」及び「30歳代」の割合は全国・栃木県より比較的高く、「60歳代」、「70歳代」「80歳以上」の割合は全国・栃木県より比較的低くなっています。

■ 小山市の年齢別自殺者数（平成31年～令和5年の5年間の累計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市・栃木県・全国の年齢別自殺者数の割合（平成31年～令和5年の5年間の累計）

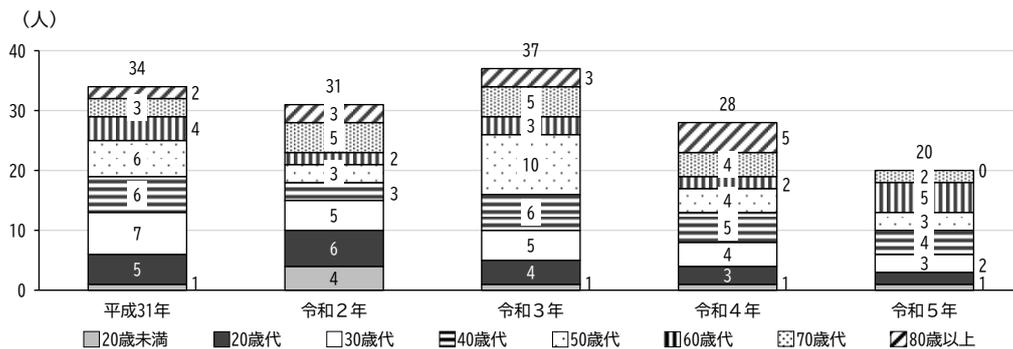


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本市の年齢別自殺者数の推移をみると、すべての年代において増減はあるものの、5年間の累計数としても表れていたように、「30歳代」、「40歳代」、「50歳代」の自殺者数は比較的高くなっています。

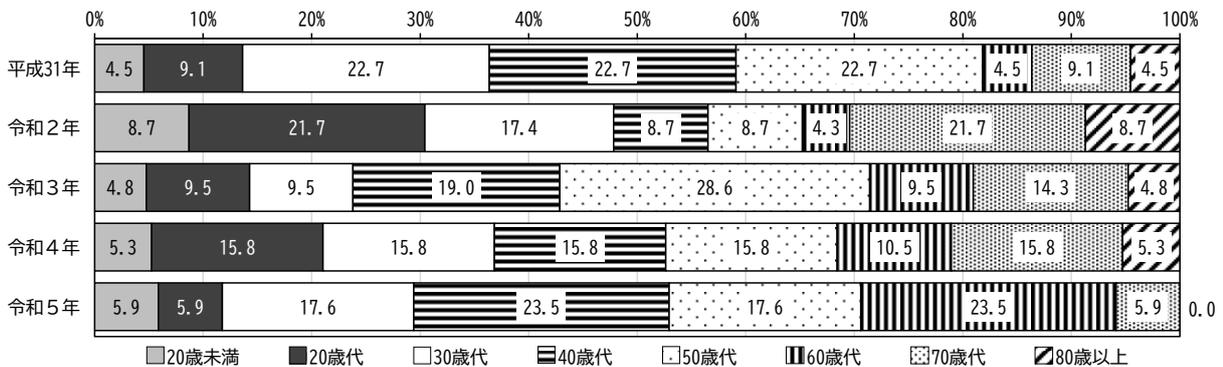
また、年齢別自殺者数の割合の推移をみると、「60歳代」は増加傾向にあり令和5年には23.5%と高い割合を占めています。「40歳代」についても、増減を繰り返しながら、令和5年には23.5%と高い割合を占めています。

■ 小山市の年齢別自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市の年齢別自殺者数の割合の推移

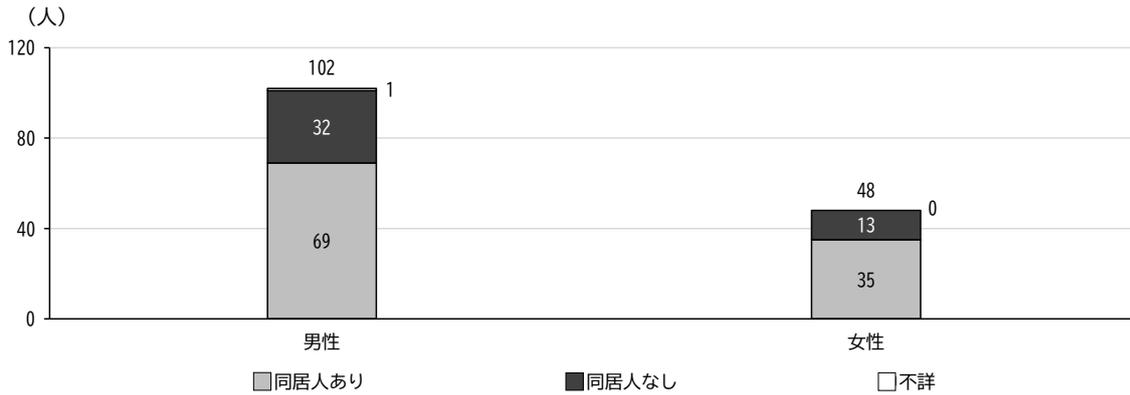


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

4. 同居人の有無別による自殺者数

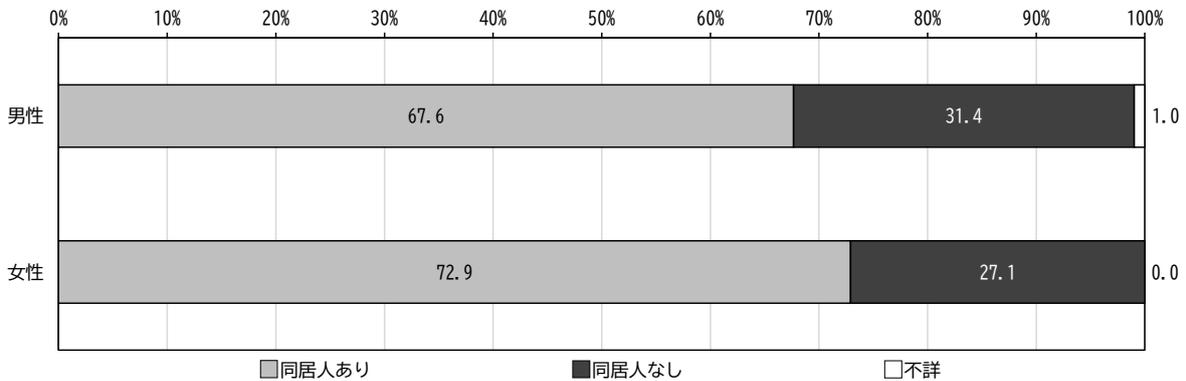
本市の同居人の有無別による自殺者数の5年間の累計をみると、「同居人あり」は男性が69人、女性が35人、計104人、「同居人なし」は男性が32人、女性が13人、計45人となっています。男女ともに「同居人あり」が占める割合が高くなっていますが、特に女性の「同居人あり」の割合が高くなっています。

■ 小山市の同居人の有無別による男女別自殺者数（平成31年～令和5年の5年間の累計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市の同居人の有無別による男女別自殺者数の割合（平成31年～令和5年の5年間の累計）



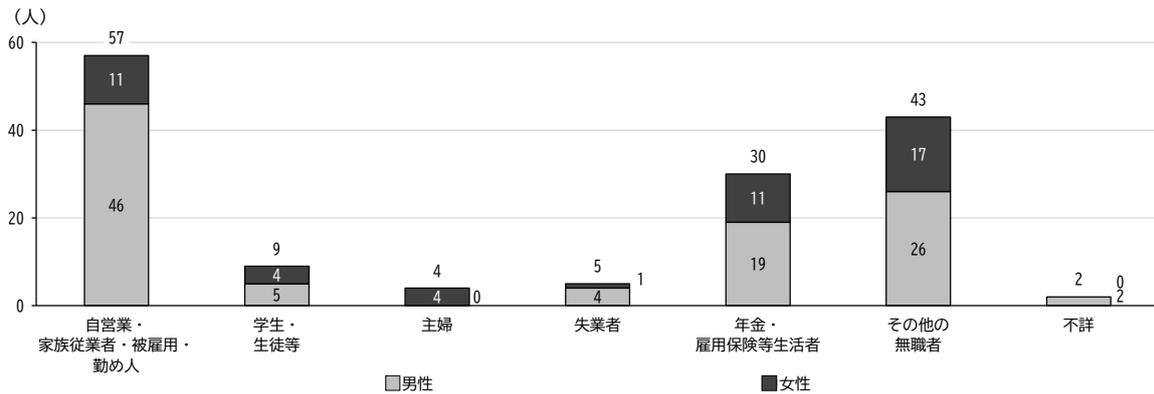
出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

5. 職業別自殺者数と職業別割合

本市の職業別自殺者数の5年間の累計をみると、「被雇用・勤め人」が57人と最も多く、次いで「その他の無職者」が43人、「年金・雇用保険等生活者」が30人と続いています。

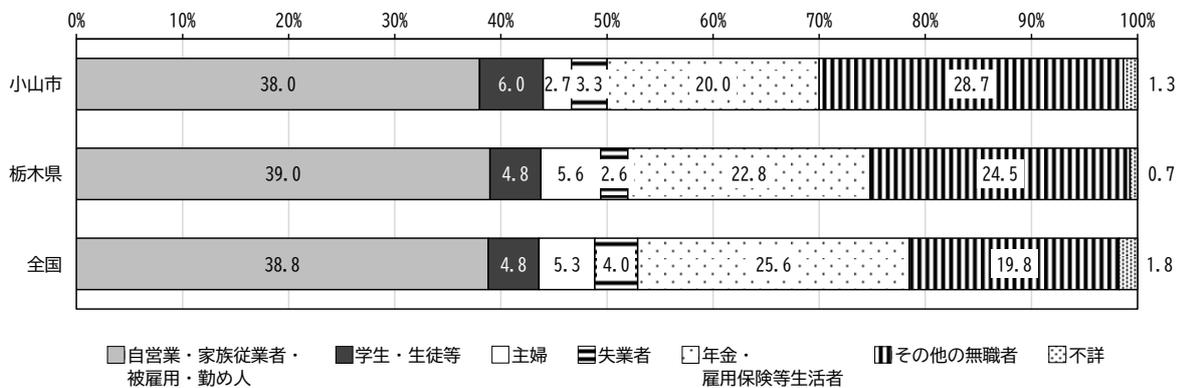
また、本市の職業別自殺者数の割合を全国・栃木県と比較すると、「学生・生徒等」及び「その他の無職者」の割合が比較的高くなっています。

■ 小山市の職業別自殺者数（平成31年～令和5年の5年間の累計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市・栃木県・全国の職業別自殺者数の割合（平成31年～令和5年の5年間の累計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※失業者：失業している者のうち、雇用保険の失業等給付などの経済的援助を受けていない者

※年金・雇用保険等生活者：年金や雇用保険の失業等給付、生活保護などの経済的援助を受けて生活している者

※その他の無職者：主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者以外のすべての無職者（利子・配当・家賃等生活者、浮浪者、その他の無職者）

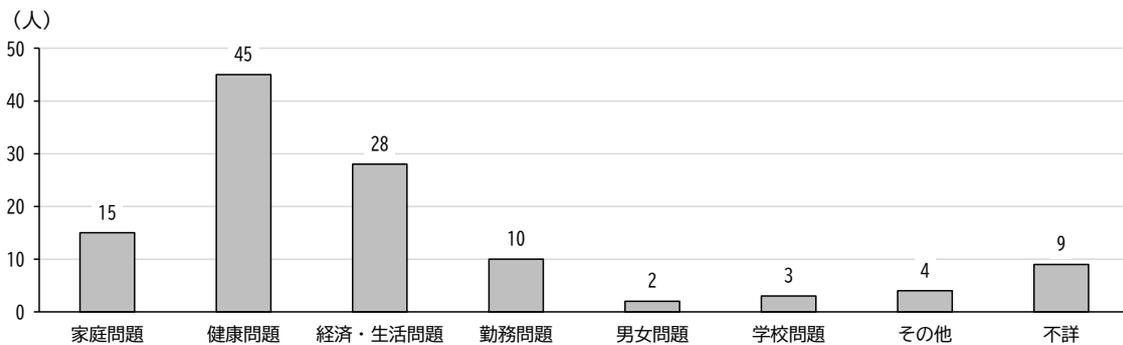
6. 原因・動機別自殺者数

本市の原因・動機別自殺者数の5年間の累計を男女別で見ると、男女ともに「健康問題」が最も多くなっていますが、次いで多いのは、男性では「経済・生活問題」が28人、「家庭問題」が15人、女性では「家庭問題」が8人、「経済・生活問題」が5人と、性別による原因・動機の違いが見受けられます。

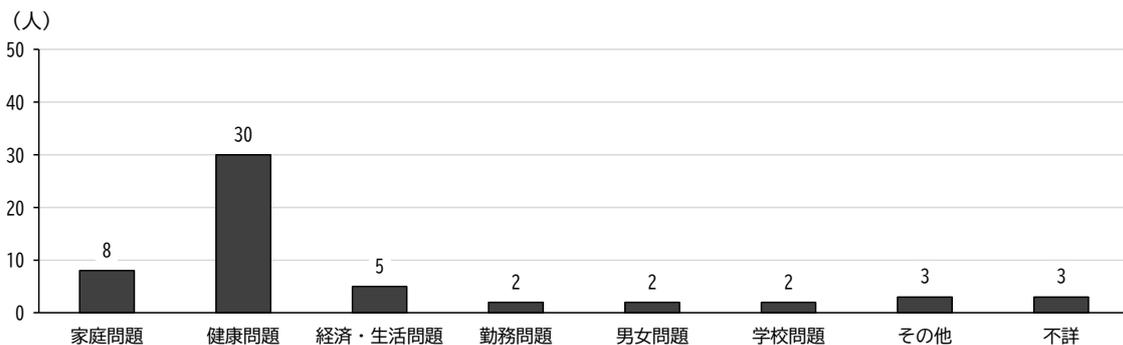
※原因・動機別自殺者数は、遺書等の自殺を裏付ける資料により、明らかに推定できる原因・動機を自殺者1人につき、3つまで計上可能としているため、原因・動機別自殺者数の和と自殺者数とは一致しない。

■ 小山市の原因・動機別自殺者数（平成31年～令和5年の5年間の累計）

【男性】



【女性】

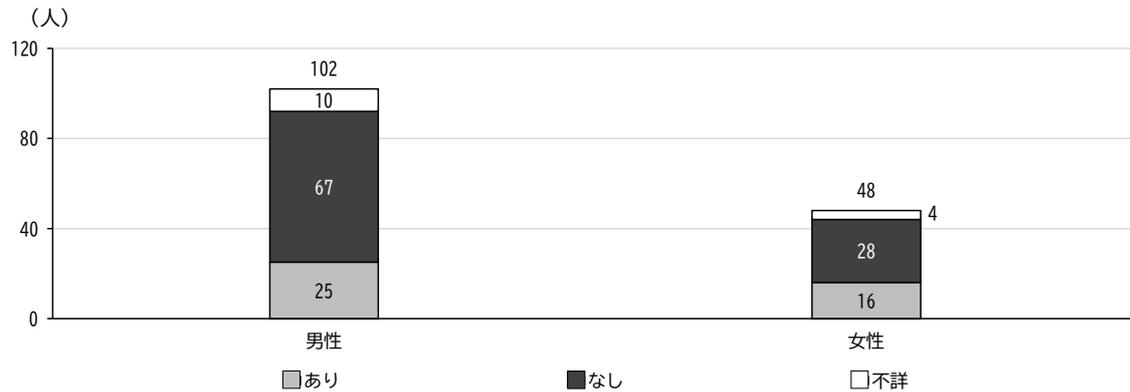


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

7. 自殺未遂の有無別による自殺者数

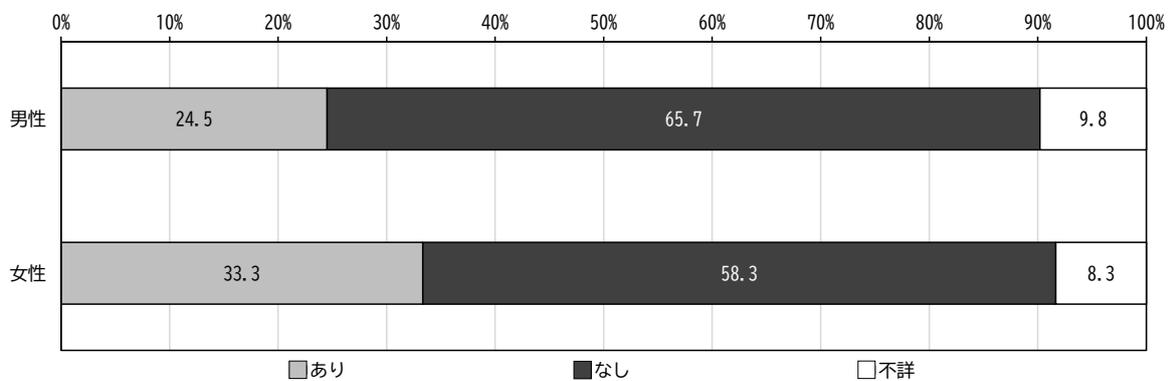
本市の自殺未遂の有無別による自殺者数の5年間の累計をみると、「あり」は男性が25人、女性が16人、計41人、「なし」は男性が67人、女性が28人、計95人となっています。男女ともに「なし」が占める割合が高くなっています。

■ 小山市の自殺未遂の有無別による男女別自殺者数（平成31年～令和5年の5年間の累計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 小山市の自殺未遂の有無別による男女別自殺者数の割合（平成31年～令和5年の5年間の累計）



8. 本市における自殺者の特徴と危機経路事例

いのち支える自殺対策推進センターが地域の実情を詳細に分析し作成した地域自殺実態プロファイルにて、本市の自殺者の特徴（性別・年齢・職業の有無・同居者の有無の4つの要素の組み合わせによる上位5区分）と背景にある主な自殺の危機経路事例について、以下のように記されています。

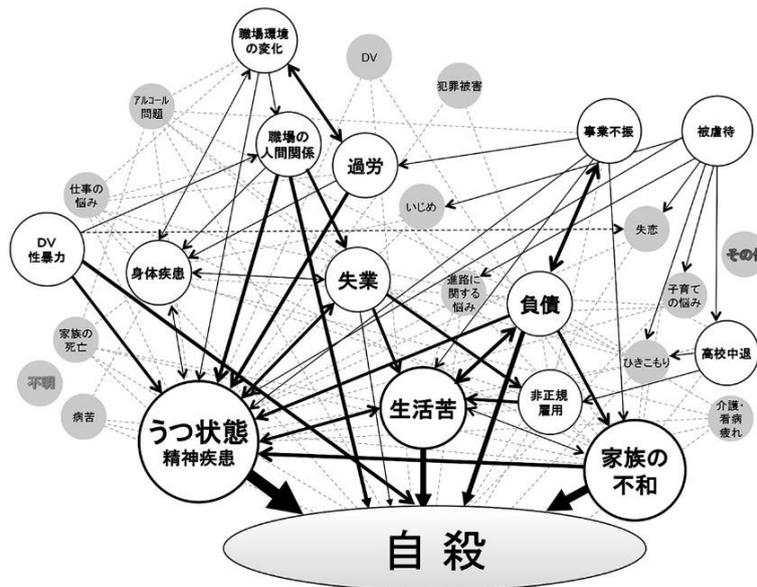
■ 小山市における自殺者の特徴と危機経路事例

上位5区分		自殺者数 5年計 (H30～R4)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 60歳以上 無職同居	13	8.2%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+ 身体疾患→自殺
2位	女性 60歳以上 無職同居	13	8.2%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位	男性 40～59歳 有職同居	13	8.2%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕 事の失敗→うつ状態→自殺
4位	女性 20～39歳 無職同居	11	7.0%	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状 態→自殺
5位	男性 20～39歳 有職独居	10	6.3%	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関 係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇 用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※地域自殺実態プロファイルとは、国勢調査、人口動態統計、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性の統計結果をまとめた資料で、地域特性の把握や課題の整理に用いられます。

■ 自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）



出典：「自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）」

第3節 アンケート調査の結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

第2期小山市自殺対策に関する意識調査は、小山市自殺対策計画を策定するにあたり、本市の現状や自殺対策に関する意見等をうかがい、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の自殺対策の総合的な推進に活かすことを目的として、実施しました。

(2) 調査対象者

調査対象	調査対象者数
市内在住の15歳以上79歳以下の方 (無作為抽出)	2,000人

(3) 調査方法と調査時期

◆調査方法：郵送による配布・回収

◆調査時期：令和6年6月14日（金）～令和6年6月28日（金）

(4) 回収結果

配布件数	回収件数	回収率
2,000件	629件	31.5%

(5) 回答者の属性

性別	回答者数	構成比
男性	277人	44.0%
女性	334人	53.1%
その他	1人	0.2%
性別無回答	17人	2.7%

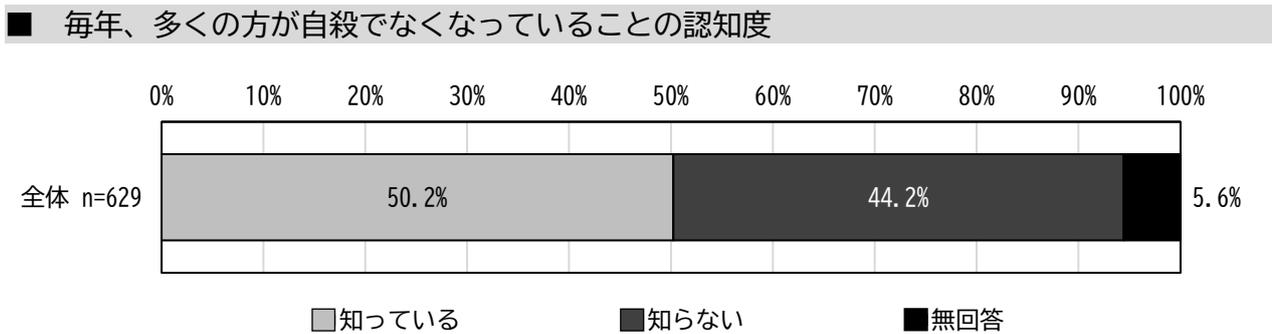
年齢別	回答者数	構成比
15～19歳	43人	6.8%
20～29歳	42人	6.7%
30～39歳	70人	11.1%
40～49歳	81人	12.9%
50～59歳	88人	14.0%
60～69歳	138人	21.9%
70歳以上	160人	25.4%
年齢無回答	7人	1.1%

2. 調査結果の概要

(1) 自殺対策の現状等について

①毎年、多くの方が自殺で亡くなっていることの認知度について

毎年、多くの方が自殺で亡くなっていることの認知度は、「知っている」が50.2%を占めており、「知らない」が44.2%となっています。

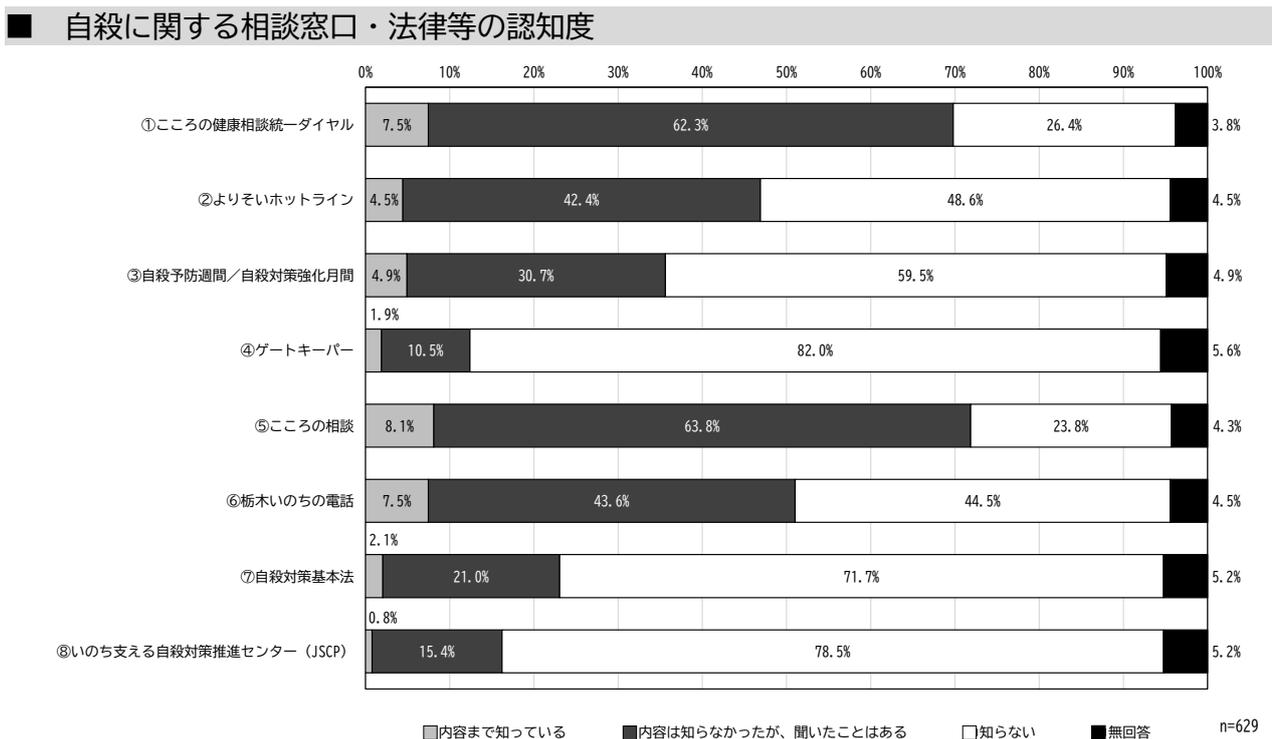


②自殺対策に関する相談窓口・法律等の認知度について

自殺対策に関する事柄について、「内容まで知っている」の割合は、すべての項目で10.0%未満となっています。

「内容は知らなかったが、聞いたことはある」の割合は、⑤こころの相談が63.8%で最も高く、次いで①こころの健康相談統一ダイヤルが62.3%、⑥栃木いのちの電話が43.6%となっています。

「知らない」の割合は、④ゲートキーパーが82.0%で最も高く、次いで⑧いのち支える自殺対策推進センターが78.5%、⑦自殺対策基本法が71.7%となっています。



(2) 悩みやストレスに関することについて

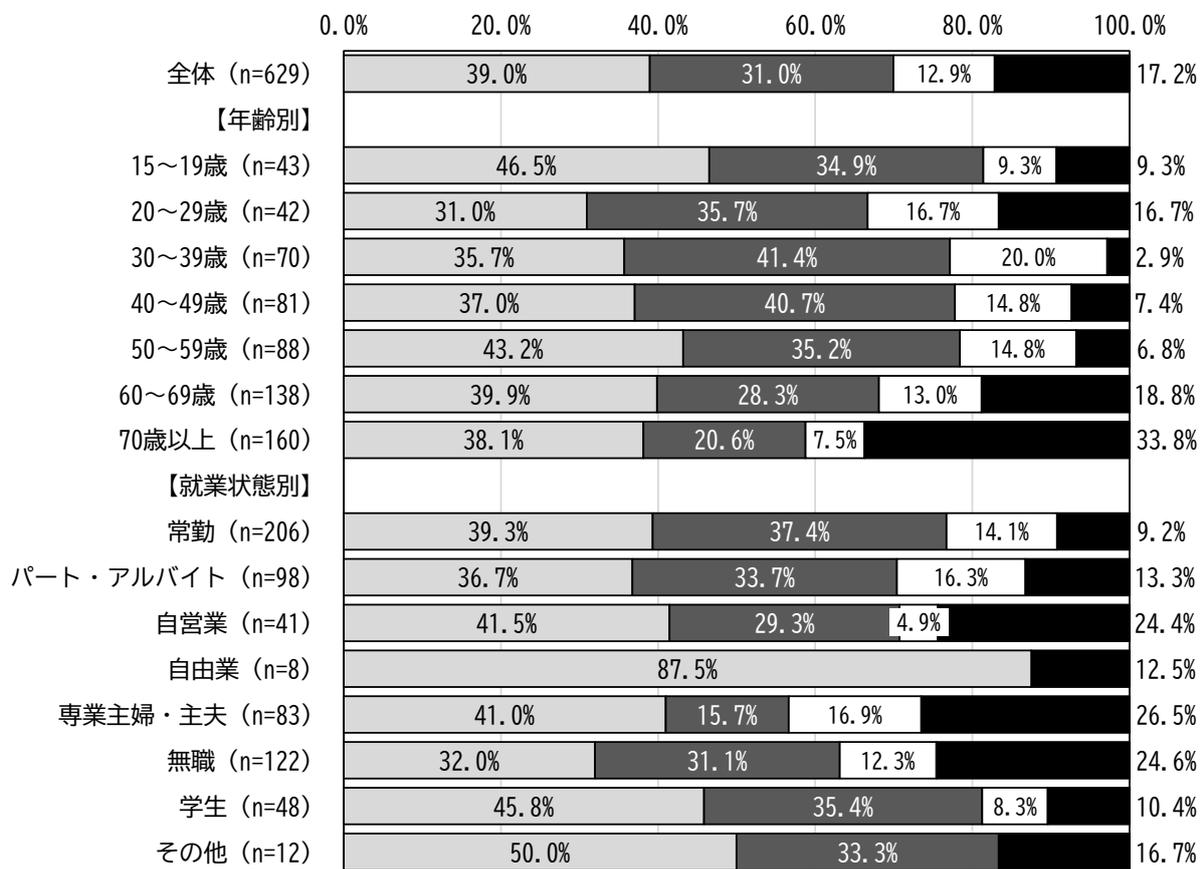
①うつ病尺度における評価結果について

日常生活を送るうえでの身体的・精神的状態から判定したうつ病尺度における評価結果は、「抑うつ状態はほとんどなし」が39.0%で最も高く、次いで「軽度の抑うつ性あり」が31.0%、「中等度の抑うつ性あり」が12.9%となっています。

年齢別でみると、『抑うつ性あり（「軽度の抑うつ性あり」「中等度の抑うつ性あり」）』の割合は、[30～39歳]が61.4%で最も高く、次いで[40～49歳]が55.5%、[20～29歳]が52.4%となっています。

就業状況別でみると、『抑うつ性あり』の割合は、[常勤]が51.5%で最も高く、次いで[パート・アルバイト]が50.0%、[学生]が43.8%となっています。

■ うつ病尺度における評価結果

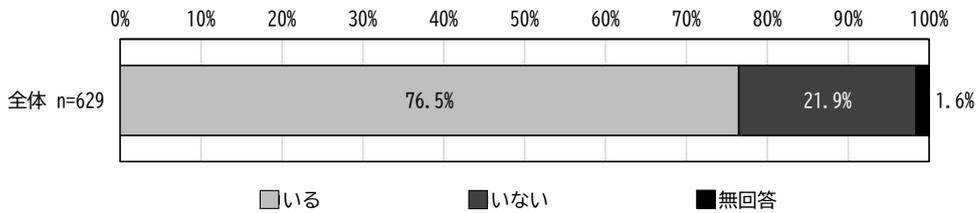


■抑うつ状態はほとんどなし ■軽度の抑うつ性あり □中等度の抑うつ性あり ■判定不能

②悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、相談できる相手の有無について

悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、相談できる相手は、「いる」が76.5%を占めており、「いない」が21.9%となっています。

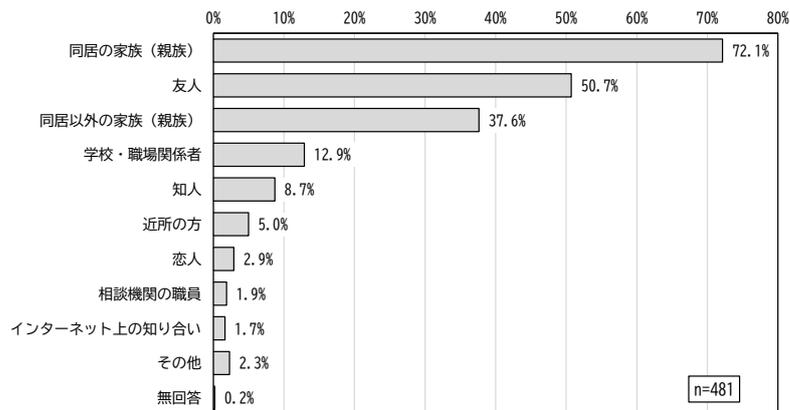
■ 相談できる相手の有無



③相談できる相手はどのような人かについて

相談できる相手はどのような人かについては、「同居の家族（親族）」が72.1%と最も多く、次いで、「友人」が50.7%、「同居以外の家族（親族）」が37.6%となっています。

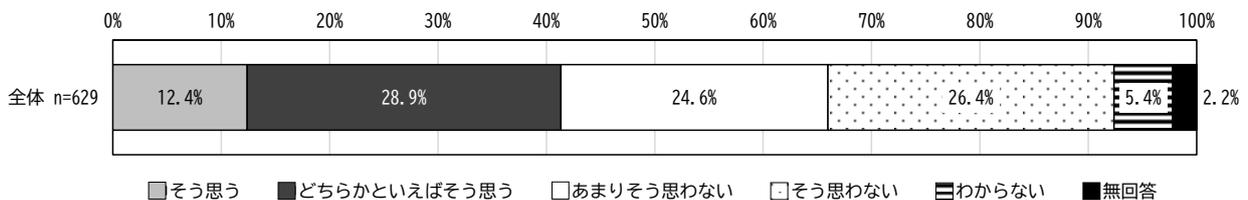
■ 悩みを抱えた時の相談相手（複数回答）



④相談したり、助けを求めることへのためらいの有無について

誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じるかは、「どちらかといえばそう思う」が28.9%で最も高く、次いで「そう思わない」が26.4%、「あまりそう思わない」が24.6%となっています。

■ 相談したり、助けを求めることへのためらいの有無



(3) 自殺やうつに関する意識について

①本気で自殺したいと考えた経験について

これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えた経験は、「ない」が67.7%を占めており、「ある」が28.8%となっています。

性別で見ると、「ある」の割合は、[女性 (35.6%)] が [男性 (21.3%)] を14.3ポイント上回っています。

年齢別で見ると、「ある」の割合は、[40～49歳] が40.7%で最も高く、次いで [30～39歳] が40.0%、[50～59歳] が38.6%となっています。

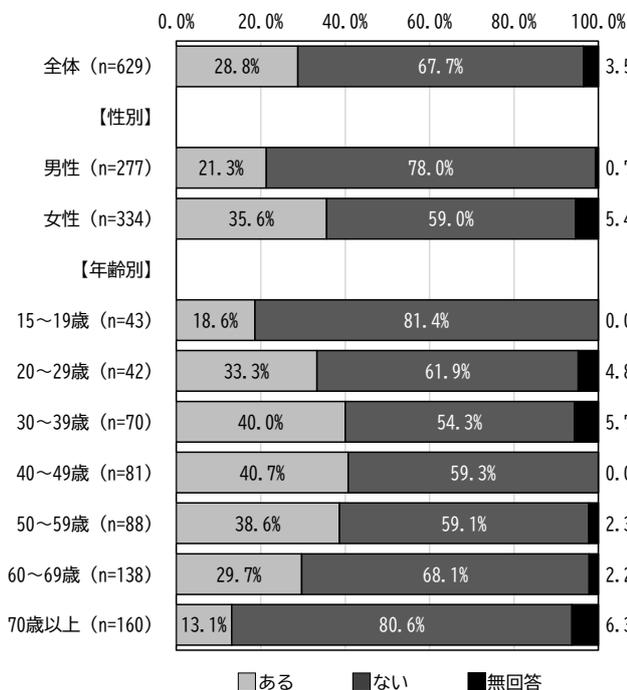
また、これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えた経験がある方の中で、最近1年以内に自殺したいと考えた経験は、「ない」が72.9%を占めており、「ある」が26.5%となっています。

性別で見ると、「ある」の割合は、[男性 (27.1%)] が [女性 (26.9%)] を0.2ポイント上回っています。

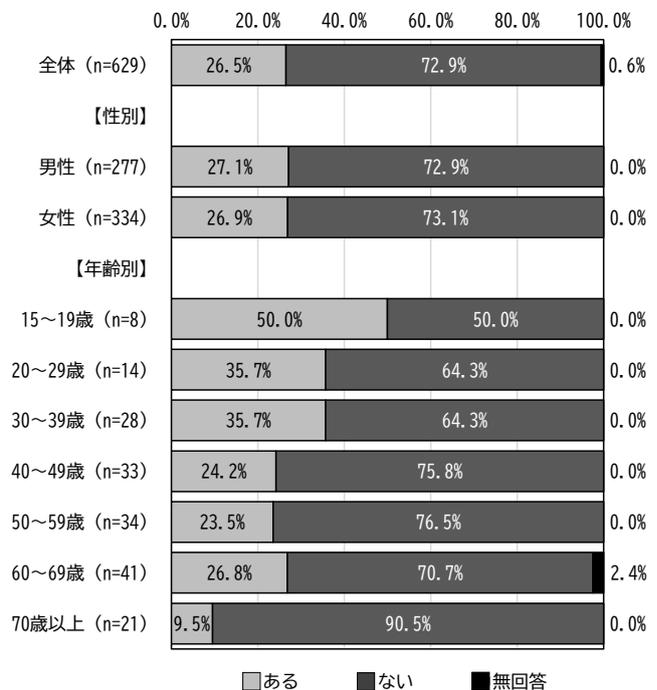
年齢別で見ると、「ある」の割合は、[15～19歳] が 50.0%で最も高く、[20代以上] は年齢が高くなるにつれて減少する傾向がみられます。

■ 本気で自殺したいと考えた経験

【①これまでの人生において】



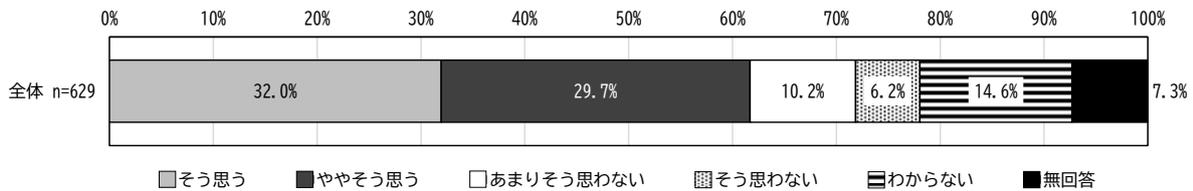
【②最近1年以内において】



②「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」という意識について

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」という意識について、『思う（「そう思う」＋「ややそう思う」）』が61.7%を占めており、『思わない（「そう思わない」＋「あまりそう思わない」）』が16.4%、「わからない」が14.6%となっています。

■ 「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」という意識

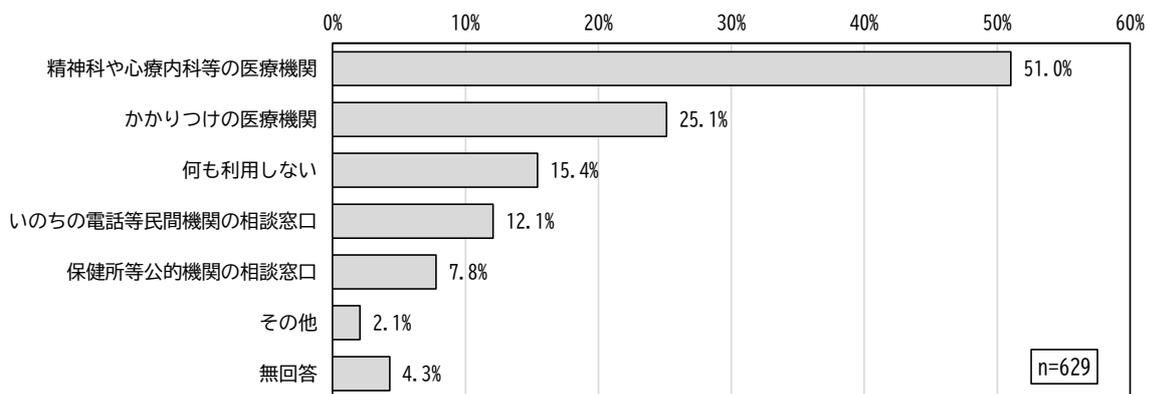


③自分自身のうつ病のサインに気づいたとき、利用したい専門の相談窓口について

自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、利用したいと思う専門の相談窓口は、「精神科や心療内科等の医療機関」が51.0%で最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」が25.1%、「いのちの電話等民間機関の相談窓口」が12.1%となっています。

なお、「何も利用しない」の割合は、15.4%となっています。

■ 自分自身のうつ病のサインに気づいたとき、利用したい専門の相談窓口（複数回答）



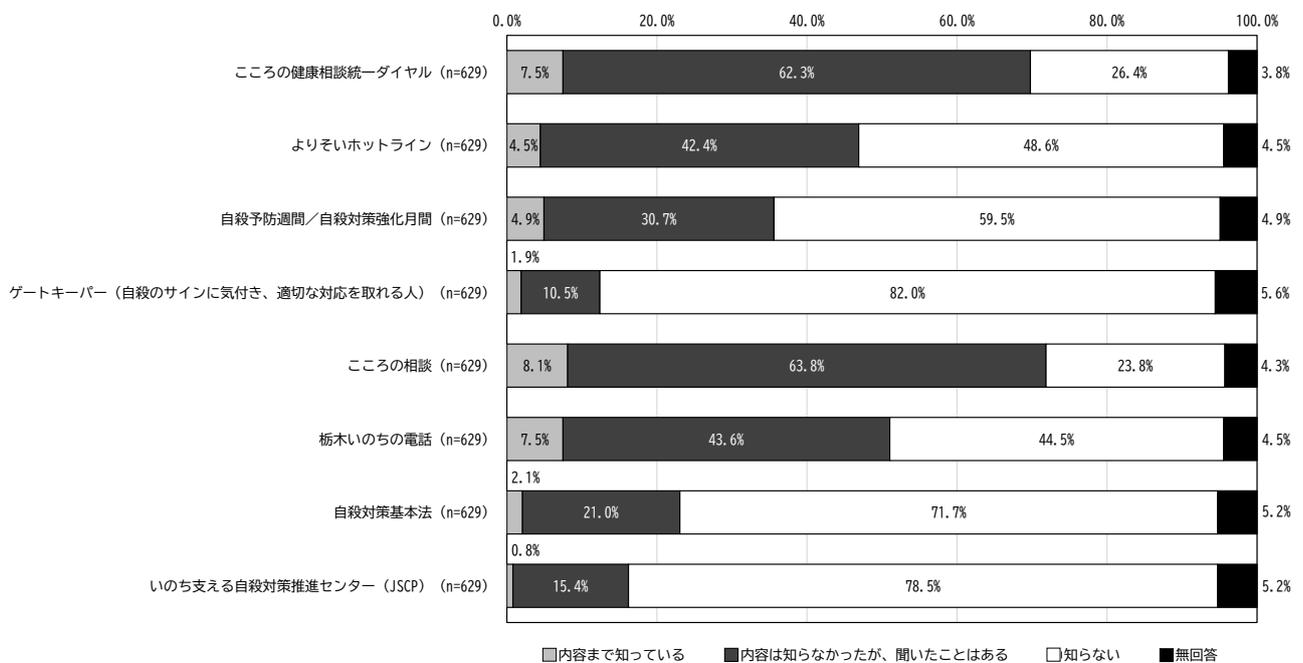
④自殺対策に関する事柄の認知度について

自殺対策に関する事柄の認知度について、「内容まで知っている」では、『こころの相談』が8.1%と最も多く、次いで、『こころの健康相談統一ダイヤル』、『栃木いのちの電話』がともに7.5%となっています。

「内容は知らなかったが、聞いたことはある」では、『こころの相談』が63.8%と最も多く、次いで、『こころの健康相談統一ダイヤル』が62.3%、『栃木いのちの電話』が43.6%となっています。

「知らない」では、『ゲートキーパー（自殺のサインに気付き、適切な対応を取れる人）』が82.0%と最も多く、次いで、『いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）』が78.5%、『自殺対策基本法』が71.7%となっています。

■ 自殺対策に関する事柄の認知度（複数回答）

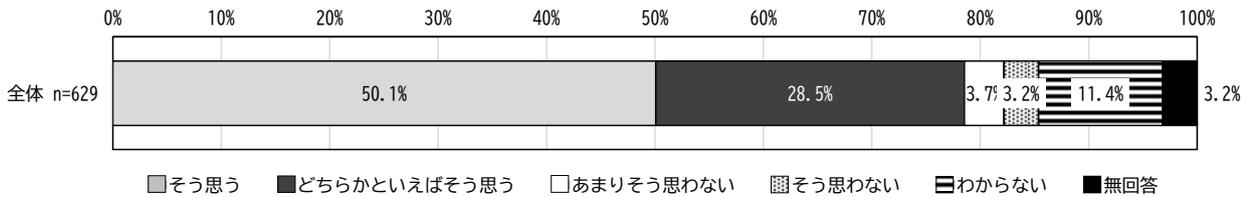


(4) 今後の自殺対策について

①児童生徒が自殺予防について学ぶ必要性について

児童生徒が、自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うかは、「そう思う」が50.1%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が28.5%、「わからない」が11.4%となっています。

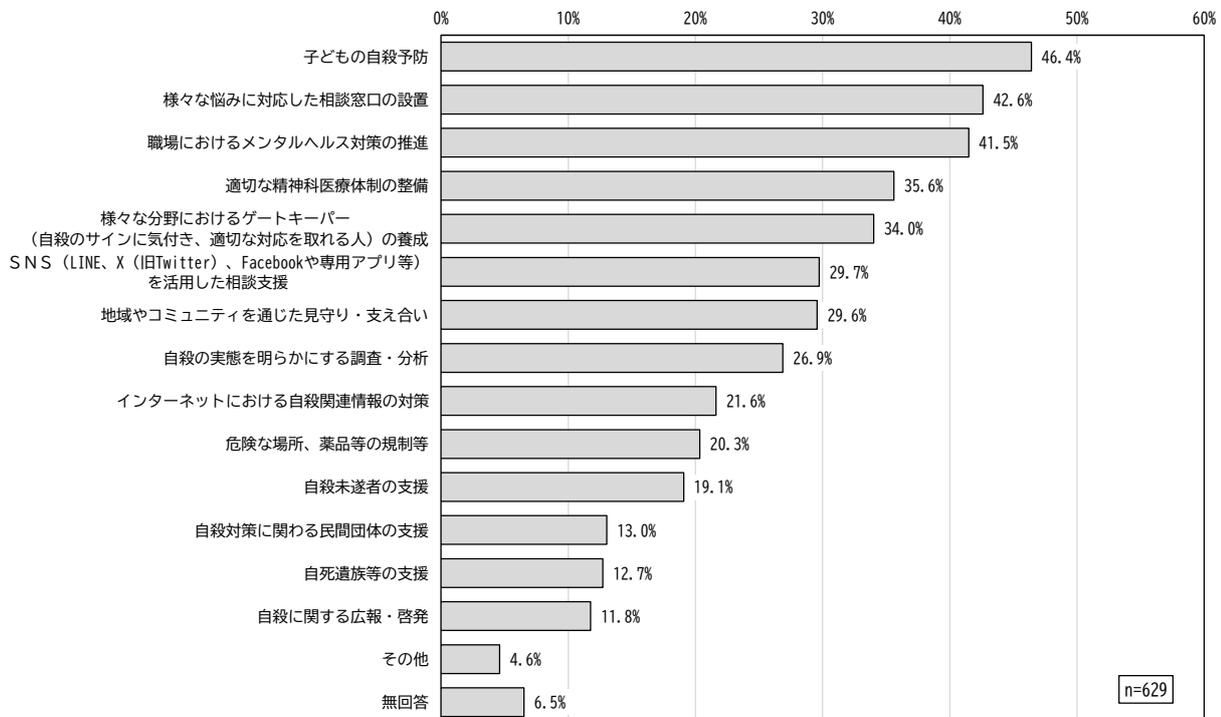
■ 児童生徒が自殺について学ぶ必要性



②今後求められる自殺対策について

今後、どのような自殺対策が必要になると思うかは、「子どもの自殺予防」が46.4%で最も高く、次いで「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が42.6%、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が41.5%となっています。

■ 今後求められる自殺対策（複数回答）



第4節 現状からみる課題

1. 自殺対策を支える人材育成の強化

アンケート調査では、悩みを相談できる相手について「同居の家族（親族）」72.1%、「友人」50.7%「同居以外の家族（親族）」37.6%と身近な人に悩みを聞いてもらう方が多く、悩みを抱えた人の近くに寄り添い、話しを聞く人の存在が重要であることがうかがえます。様々な悩みや生活上の困難を抱える人が発するサインに早期に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材が自殺対策の推進においても大きな役割を果たします。

本市では、民生委員や市民の方々を対象としたゲートキーパー研修等を実施してきました。

今後も、引き続き様々な方を対象として、ゲートキーパー研修等を実施していくとともに、多方面への積極的な受講勧奨を図る必要があります。

2. 相談支援体制の充実

アンケート調査では、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた際に「精神科や心療内科等の医療機関」を利用する方が51.0%いる一方で、相談窓口を「何も利用しない」と回答した方が15.4%と一定数いることがうかがえます。相談窓口を利用しない理由として「どれを利用したらよいか分からない」「根本的な問題の解決にはならない」「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」と回答されています。

そのため、様々な相談窓口の周知や、支援に係る情報の発信に加えて、悩みを抱えた人を孤立させずに適切な支援につなぐことのできる体制の整備をしていく必要があります。

3. 自殺対策に関する普及啓発

アンケート調査では、自殺対策に関する事柄について、「内容まで知っている」と回答した方が全ての項目において10%未満と少なく、自殺対策に関する事柄の認知度が低いことがうかがえます。特にゲートキーパーについては、「知らない」と回答した方が82.0%となっています。

本市では、自殺予防啓発事業として自殺予防週間（毎年9月10日～16日）、自殺対策強化月間（毎年3月）を行い、自殺予防啓発やゲートキーパーの役割についてのチラシ配布や、相談窓口の周知を行ってきました。今後も、継続して行っていくとともに、より一層の自殺対策に関する普及啓発を実施する必要があります。

4. 自殺を考える人への支援

アンケート調査では、これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがあるかについて、「自殺したいと思ったことがある」と答えた方が28.8%となっており、そのうち最近1年以内に自殺したいと思ったことがあるかについて「はい」と答えた方は26.5%と一定数いることがうかがえます。

自殺対策は、過労や生活困窮、育児や介護疲れ等の「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、自己肯定感や信頼できる人間関係を築くなど「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させることができます。そのため、生活上の困りごと相談の充実や関係機関との連携、居場所づくりなど、一人ひとりの状況に応じてきめ細かな支援を行っていく必要があります。

5. 健康問題への対策の強化

本市の原因・動機別自殺者数の5年間の累計をみると、男女ともに「健康問題」が最も多くなっています。健康問題の自殺の背景として、うつ病、身体の病気、精神疾患などを抱えていることが多いといわれています。

アンケート調査では、うつ病尺度を測る設問で、「抑うつ性あり」と評価された方は43.9%で、「抑うつ状態はほとんどなし（39.0%）」と評価された方と同等の割合となっています。

これまで自殺対策は特に精神面に着目されてきましたが、身体と精神は切り離せない問題であり、身体的なケア、心理的なケア、社会的な支援、どの場面においても、総合的な対策を実施していく必要があります。

6. 高齢者への対策の強化

本市の職業別自殺者割合をみると「年金・雇用保険等生活者」が比較的高い割合となっています。

高齢者は、身体機能の低下により閉じこもりや抑うつ状態から、孤立・孤独に陥りやすいため、このような自殺のリスクを抱える高齢者への支援が必要です。また、介護に関する悩みにより、高齢者を含む家族全体が心身ともに疲弊してしまう「8050問題」などもリスクの1つとしてあげられるため、介護者などの支援者も含めた自殺対策が必要です。

地域とのつながりを保つための取組や高齢者の暮らしや介護に関する課題に対し包括的な支援を行っていく必要があります。

第5節 いのち支える小山市自殺対策計画（第1期）の評価

「小山市いのち支える自殺対策計画（第1期）」の評価として、全80の事業項目をもとに、令和5年度における計画の評価を実施しました。

取組の評価の方法としては、小山市いのち支える自殺対策計画（第1期）における事業評価を基礎資料とし、各指標における直近の現状値を把握することで比較分析を行い、達成度を4段階で評価しました。

事業80項目のうち、「◎」が62項目（77.5%）で概ね目標を達成しています。

■ 評価指標

基準	◎ 目標値の 80%以上	○ 目標値の 60%以上 80%未満	△ 目標値の 40%以上 60%未満	× 目標値の 40%未満	項目数
1. 住民への啓発と周知					
(1) チラシ・掲示物等の作成	5	-	-	-	5
(2) 市民向けイベントでの周知啓発	-	1	-	-	1
2. 自殺対策を支える人材の育成					
(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上	1	-	-	-	1
(2) 支援者への支援	5	1	-	-	6
3. 生きることの促進要因への支援					
(1) 子ども・若者への支援	8	1	-	-	9
(2) 保護者や妊産婦への支援	11	-	-	2	13
(3) シニア世代・高齢者への支援	6	1	-	-	7
(4) こころの健康支援	2	3	-	-	5
(5) 生活支援・経済的支援	11	3	-	3	17
(6) 遺された人への支援	1	-	-	-	1
(7) 社会全体の自殺リスクを低下させるための支援	6	2	1	-	9
4. 地域におけるネットワークの構築					
(1) 既存ネットワークの活用	5	-	-	-	5
(2) 自殺対策ネットワークの構築	1	-	-	-	1
合計	62	12	1	5	80

■ 事業一覧

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
1. 住民への啓発と周知	(1) チラシ・掲示物等の作成					
	①	自殺予防啓発事業	開催回数：2回	開催回数：2回	◎	福祉総務課
	2	広報おやまへの掲載	掲載回数：9回	掲載回数：9回	◎	まちの魅力推進課
	3	自殺対策関係資料展示・ブックリスト作成	毎年3月開催	展示	◎	中央図書館
	4	学校図書館活用事業	全校常設	「命」や「心の健康」に関連した図書資料を常備した。	◎	学校教育課
	5	男女共同参画情報誌「Harmony」の発行	発行回数：2回(10月・3月)全戸、事業所等へ配布	発行回数：1回(11月)全戸、事業所等へ配布	◎	人権・男女共同参画課
	(2) 市民向けイベントでの周知啓発					
6	イベントを活用した周知、啓発	実施回数：2回	実施回数：1回	○	福祉総務課	
2. 自殺対策を支える人材の育成	(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上					
	⑦	ゲートキーパー養成講習会	開催回数：1回	開催回数：1回	◎	福祉総務課
	(2) 支援者への支援					
	8	メンタルヘルス研修	一般職、管理監督職とも参加率100%	動画視聴にて実施 一般職員：受講率98.4% 管理監督者：受講率99.7%	◎	職員課
	9	精神科医によるストレス健康相談	開催回数：12回	開催回数：12回	○	職員課
	10	産業カウンセラーによるカウンセリング相談	継続実施	33回実施 相談件数147名	◎	職員課
	11	学校職員ストレスチェック事業	実施回数：2回	実施回数：2回 調査実施率：98.9%	◎	学校教育課
	12	教職員の働き方改革推進事業	実施回数：1回	実施回数：1回	◎	学校教育課
13	学校職員安全衛生管理事業	①生推進者・衛生管理者による職場巡視 衛生推進者：月1 衛生管理者：週1 ②衛生委員会（産業医参加）における調査審議 2か月に1回（4校）	①②ともに目標回数通り実施	◎	学校教育課	

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きることの促進要因への支援	(1) 子ども・若者への支援					
	14	要支援児童生活応援事業	継続実施	シリウス 開所日数：195日 延べ人数：1,037人 おひさま 開所日数：194日 延べ人数：770人	◎	子育て家庭支援課
	15	中学生ピアカウンセリング	開催回数：4回	開催回数：3回	○	子育て家庭支援課
	16	思春期保健講座	開催回数：8回	実施校：中学校7校	◎	子育て家庭支援課
	17	命の授業	実施校数：小学校・義務教育学校前期課程1校、中学校・義務教育学校後期課程	実施校：中学校1校 小学校2校	◎	健康増進課
	18	青少年相談	随時実施	面接相談は月～金、電話相談（匿名可）は祝日以外毎日実施した。	◎	生涯学習課
	19	人権教育推進事業	開催回数：2回	開催回数：2回 中学校区ごとの人権研修会において授業研究会やワークショップを行ったり、各校で校内研修を行ったりし、教職員の人権意識の高揚を図った。	◎	学校教育課
	20	いじめ防止対策事業	①魅力ある学校づくり検討委員会 開催回数：2回 ②いじめ問題対策連絡協議会 開催回数：2回 ③いじめ問題専門委員会 いじめによる重大事態発生時	①開催回数2回 ②開催回数2回 (2回目は書面) ③開催回数1回	◎	学校教育課
	21	教育相談	①生活相談員の配置 配置人数：15人 ②心の教育相談員の配置 配置人数：11人 (全校配置)	①配置人数：15名 ②配置人数：11名	◎	学校教育課
	22	不登校適応指導教室運営事業	継続実施	毎日の学習活動に加え、さまざまな行事や体験活動等を通じて、児童生徒の自己有用感や人間関係を構築する力の育成を図ることができた。	◎	学校教育課
	(2) 保護者や妊産婦への支援					
	23	スクールソーシャルワーカーによる子育て家庭生活相談	開催回数：40回 相談者数：50人	事業終了※1	×	子育て家庭支援課
	24	生活応援事業	開催回数：12回 参加者数：子ども100人、大人10人	事業終了※2	×	子育て家庭支援課

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

※1 No.23・スクールソーシャルワーカーによる子育て家庭生活相談：スクールソーシャルワーカーの移管後の子育て家庭生活相談は、電話や訪問等で対応することになりましたので終了としました。

※2 No.24・生活応援事業：コロナ禍で調理活動の実施が難しいことから、支援が必要な家庭へは配食支援事業で対応することになりましたので終了としました。

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きることの促進要因への支援	(2) 保護者や妊産婦への支援					
	25	子育て支援短期利用事業 (ショートステイ)	利用者数：5人 利用日数：15日 助成額：150千円	利用者数：20人 利用日数：83日 助成額：533千円	◎	子育て家庭支援課
	26	育児支援家庭訪問事業	随時実施	育児支援家庭訪問案件数：47件 延べ件数：370件 家事支援訪問案件数：13件 延べ件数：41件	◎	子育て家庭支援課
	27	母子・父子自立支援員兼 女性相談支援員による相談・支援	随時実施	新規相談件数：151件 相談延べ件数：1,686件	◎	子育て家庭支援課
	28	家庭相談員による相談・支援	随時実施	新規相談件数：382件	◎	子育て家庭支援課
	29	保育園・保育所・認定こども園保護者支援	随時実施	保育所開所時に実施	◎	保育課
	30	母子健康手帳の交付	対面交付割合：100%	対面交付率：100%	◎	子育て家庭支援課
	31	妊産婦新生児訪問	継続実施	市内妊婦訪問件数：0件 市内妊産婦・新生児訪問 産婦：67件 新生児：67件 市外妊産婦・新生児訪問 (他市からの依頼) 産婦：35件 新生児：37件 市内妊産婦・新生児訪問 (他市町村へ依頼) 産婦：26件 新生児：28件	◎	子育て家庭支援課
	32	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	訪問実施率の向上	対象者：1,077件 訪問件数：1,055件 (98.0%)	◎	子育て家庭支援課
	33	母子心理相談員の設置	現状維持	1歳6か月健診での 相談件数：23件 3歳児健診での 相談件数：36件 5歳児健康相談からの 相談：277件 マタニティクラス：55件 のびっこクラス等：49件 発達検査：194件 面接：202件 訪問：1件	◎	子育て家庭支援課
	34	産後ケア事業	継続実施	利用者数129人 延べ利用回数439回	◎	子育て家庭支援課
	35	産後1か月健康診査	産後1か月健診(2回、限度額5,000円)、産後うつスクリーニング検査実施	産後1か月健診受診者：1,042人 EPDS実施者980人 (実施率94.0%) うち、要支援者111人 (11.3%)	◎	子育て家庭支援課

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きること の促進要因 への支援	(3) シニア世代・高齢者への支援					
	36	認知症カフェ（オレンジ カフェ）	開催回数：24回 利用者 数：延1,000人	オレンジカフェ（市委託） 開催回数：24回 参加者延べ人数：778人	◎	高齢生きがい課
	37	認知症相談	相談場所：20か所	認知症相談場所（窓口）： 7か所 相談件数：89件	◎	高齢生きがい課
	38	認知症サポーター養成講 座	開催回数：50回	開催回数：30回 （初級・上級）	○	高齢生きがい課
	39	傾聴・見守りボランティ ア「アウトリーチの会」	2019年度 会員数20名 利用者：18人	年間実績 個人宅傾聴訪問延人数： 273名 施設傾聴延訪問人数：205名	◎	高齢生きがい課
	40	いきいきふれあい事業	開催場所：本館23か所（週 1回以上開催） 分館8か所（月1回以上 開催） 開催回数：本館週1回以 上、分館月1回以上	開催場所：本館23か所、 分館8か所 開催回数：本館の一部に 隔週開催あり。分館は月 1回以上開催	◎	高齢生きがい課
	41	シニアライフアップ講 座・サークル事業	講座開講回数：6回 活動サークル数：6団体	講座開講：2講座 活動サークル数：5団体	◎	社会福祉協議会
	42	ひとり暮らし高齢者友愛 訪問事業	①実施か所：25か所 ②訪問対象者：166人（男 性39人、女性127人）	①実施か所：20か所 ②訪問対象者：118人 （男性26人、女性92人）	◎	社会福祉協議会
	(4) こころの健康支援					
	43	こころの相談	開催回数：6回	6回開催を設定し、申し込 みがあった3回実施	○	福祉総務課
	44	法律とこころの相談	開催回数：12回	12回開催を設定し、申し込 みがあった5回実施	○	福祉総務課
	④⑤	こころの相談支援事業	随時実施	担当課保健師等が随時相 談を受けた。	○	福祉総務課
	46	女性のための相談事業	①女性のための心の相談 （カウンセラー） 実施回数：月1回 ②女性の生き方なんでも相 談（弁護士） 実施回数：月1回	①実施回数：10回 相談件数：20件 ②実施回数：10回 相談件数：25件	◎	人権・ 男女共同参画課
	47	こころの健康を含めた教 育相談	実施回数：75回 参加者数：1,900人	実施回数：58回 参加者数：986人	◎	健康増進課
	(5) 生活支援・経済的支援					
	48	生活困窮者自立支援事業	相談件数：80件	相談件数：247件	◎	生活福祉課
	49	住宅確保給付金支援事業	支給件数：延40件	支給件数：52件	◎	生活福祉課
	50	難病等福祉手当	支給回数：2回	実施回数：2回 支給人数：7月に957名・ 1月に1033名	◎	福祉総務課

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きることの促進要因への支援	(5) 生活支援・経済的支援					
	51	児童扶養手当給付事業	受給者数：1,200人 児童数：1,750人 支給額：610,000千円	受給者数：1,033人 児童数：1,529人 支給額：561,022千円	◎	こども政策課
	52	ひとり親医療費助成事業	受給者数：3,750人 助成件数：18,250件 支給額：48,600千円	受給者数：3,168人 助成件数：14,253件 支給額：39,148千円	○	こども政策課
	53	ひとり親家庭自立支援給付金事業	受給者数：2人 受給者数：12人 支給額：14,400千円 受給者数：7人 支給額：350千円 支給額：100千円	受給者数：1人 受給者数：11人 支給額：13,132千円 受給者数：0人 支給額：0円	◎	子育て家庭支援課
	54	遺児手当	受給者数：46人 児童数：68人 支給額：2,448千円	受給者数：28人 児童数：36人 支給額：1,281千円	○	こども政策課
	55	生活福祉資金貸付事業	随時実施	福祉、教育、小口資金：5件 (3,598,000円)	◎	社会福祉協議会
	56	緊急生活一時資金貸付事業	随時実施	貸付件数：19件 (172,000円)	◎	社会福祉協議会
	57	緊急食料等支援事業	随時実施	支援件数：112件 (延119回)	◎	社会福祉協議会
	58	どんぐり基金子育て応援事業	随時実施	事業終了※3	×	社会福祉協議会
	59	歳末見舞金配布事業	継続実施	事業終了※4	×	社会福祉協議会
	60	日常生活自立支援事業 (あすてらすおやま)	利用者数：120人	年度未利用者数：92人 相談件数：3,862件 支援件数：1,549件	○	社会福祉協議会
	61	ファイナンシャルプランナーによる納税相談	開催回数：4回	事業終了※5	×	納税課
	62	徴収の緩和制度としての納税相談	随時実施	随時実施 窓口や電話による納税相談で、相談者の状況や納付資力を確認の上で、個々の担税力に応じた納税指導を行った。	◎	納税課
	63	国民年金保険料免除・納付猶予制度	継続実施	相談件数：3,536件 納付困難者へ適切な制度説明、相談を行った。	◎	国保年金課
	64	中小企業事業資金融資事業	随時実施	①小山市制度融資説明会の動画配信 ②市内各金融機関へリーフレット配布 ③広報おやま、行政テレビでPR、ホームページに掲載	◎	商業観光課

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

- ※3 No.58・どんぐり基金子育て応援事業：慢性的な困窮世帯への支援依頼が多い、提出書類に問題点が多かったため令和2年度で事業を終了し、今後は緊急生活一時資金貸付事業や緊急食糧等支援事業などで対応することとしました。
- ※4 No.59・歳末見舞金配布事業：配布対象の判断基準、民生委員の負担、財源確保などの問題があり、また財源である赤い羽根共同募金は「現金での配布でなく、事業で還元することが望ましい」と、栃木県共同募金会から方針が示されたため、令和2年度で事業終了としました。
- ※5 No.61・ファイナンシャルプランナーによる納税相談：相談希望者がいないため令和4年度で本事業を終了しました。必要に応じて対象者に消費生活センター・司法書士相談・弁護士相談・法テラス等の債務整理相談を案内しております。

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きることの促進要因への支援	(6) 遺された人への支援					
	65	自死遺族の会	開催回数：6回	開催回数：6回	◎	福祉総務課
	(7) 社会全体の自殺リスクを低下させるための支援					
	66	自立支援協議会	開催回数：3回	開催回数：5回	◎	福祉総務課
	67	小山市障がい児者基幹相談支援センターによる相談対応	随時実施	随時実施 相談件数：7,149件	◎	福祉総務課
	68	DV防止啓発事業	①DV相談カードの設置 設置か所：市内29か所 ②市イベントにおけるDV防止チラシ・相談窓口リーフレットの配布 啓発活動：15回 ③情報誌による相談窓口の紹介 発行回数：2回 ④「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパープルリボン運動を実施 実施期間：11月12日～25日 ⑤DV防止講演会の実施 開催回数：1回 ⑥作成・配布	①設置か所：市内53か所 ②啓発活動：3回 ③発行回数：1回 ④実施期間：11月1日～30日 ⑤開催回数：1回 ⑥1,683冊配布	○	人権・男女共同参画課
	69	ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	認定事業者数：10事業者	認定事業者数：6事業者	○	人権・男女共同参画課
	70	生活習慣病予防	参加率の向上	集団での講話を中心に行い、希望者には個別の相談も併用し実施。 個別相談：5名 集団講話：68名（講話回数9回） 参加率：1.4%	△	健康増進課
	71	心配ごと相談事業	①一般相談 開催日数：27日 ②法律相談 開催日数：24日	①開設日数：26日 ②開設日数：24日	◎	社会福祉協議会
	72	暮らしのなんでも相談	随時実施	相談件数：538件 相談内容 生活困窮：413件 新型コロナ特例貸付：1件 精神疾患・認知症：19件 家族関係：21件 虐待・DV：2件 要望：10件 その他：54件	◎	社会福祉協議会
73	成年後見制度利用支援事業	継続実施	初回相談者数：104人 継続支援件数：904件 （初回相談が前年度以前）	◎	社会福祉協議会	

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策

基本施策	事業・取り組み	令和5年度 目標値	令和5年度 現状値	評価	担当課	
3. 生きることの促進要因への支援	(7) 社会全体の自殺リスクを低下させるための支援					
	74	人権に係る相談（人権相談・来課・電話・メール）	随時実施	①人権相談 （人権擁護委員対応） 相談件数：5件 ②その他の相談 （職員対応） 電話、メール、来課による相談件数：30件	◎	人権・ 男女共同参画課
4. 地域におけるネットワークの構築	(1) 既存のネットワークの活用					
	75	小山市地域福祉推進懇話会	開催回数：2回	開催回数：1回 参加者11名	◎	福祉総務課
	76	園・所長合同会議	開催回数：3回	開催回数：3回	◎	保育課
	77	子ども・子育て会議	開催回数：3回	開催回数：3回	◎	こども政策課
	78	要保護児童等対策地域連絡協議会	①代表者会議 開催回数：年2回 ②実務者会議 開催回数：年4回	①開催回数：年2回 ②開催回数：年4回	◎	子育て家庭支援課
	79	オレンジリボンたすきりレー実行委員会	①啓発活動 開催回数：1回 ②会議 開催回数：3回	①開催回数：3回 ②開催回数：2回	◎	子育て家庭支援課
	(2) 自殺対策ネットワークの構築					
	◎80	小山市自殺対策協議会	開催回数：3回	開催回数：2回	◎	福祉総務課

事業番号に◎：第1期計画において重点施策（各基本施策より重点的に取り組む施策）として掲げられた施策



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 自殺に対する基本認識

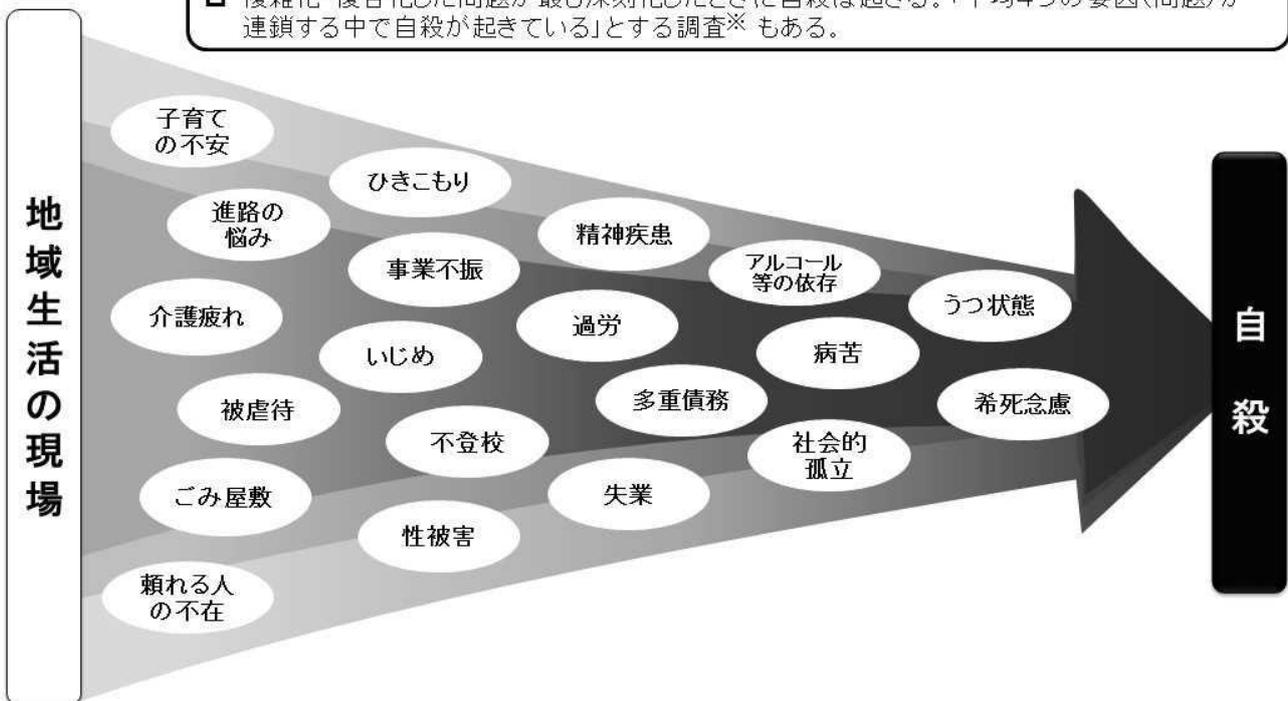
自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。本計画においても自殺総合対策大綱の基本認識を念頭に置いて、自殺対策を推進していきます。

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということ認識し、自殺という自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

■ 自殺の危機要因イメージ図

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きる。「平均4つの要因(問題)が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。



出典：「自殺実態白書 2013 (NPO 法人ライフリンク)」

2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国の人口10万人当たりの自殺率は、世界の主要先進国の中で最も高く、かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれています。

自殺対策基本法が一部改正施行された平成18年と、コロナ禍以前の令和元年を比べると、全国・本県とも自殺者数が3割以上減少していますが、令和2年以降のコロナ禍の影響もあり、非常事態がいまだ続いています。

3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が必要

社会全体のつながりが希薄化している中で、長期化するコロナ禍の影響により、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。

特にコロナ禍において大きな影響を受けていると考えられる、女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、雇用形態によらない働き方の者のほか、不規則な学校生活を強いられることなどによる児童生徒たちへの影響を踏まえた対策を講じる必要があります。

4. 地域レベルの実践的な取り組みをPDCAサイクルを通じて推進する

自殺対策計画は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して策定し、社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。また、国と地方公共団体等が連携し、関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組み、PDCAサイクルを通じて、常に進化させながら推進していきます。

第2節 基本理念

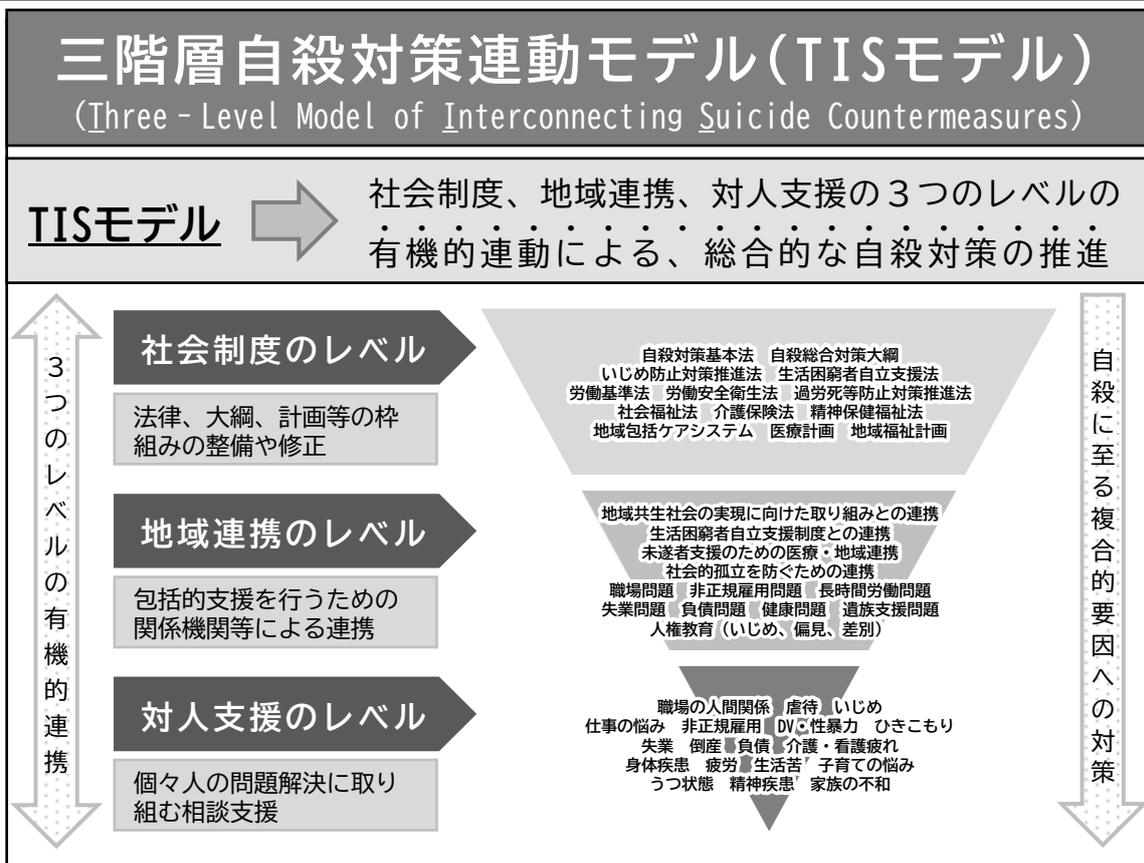
自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて、強力かつ総合的に推進するものとします。

自殺対策の本質が「生きることの支援にあること」を改めて認識するとともに、市民一人ひとりが良好な状態「ウェルビーイング(well-being)」で暮らせるよう、「いのち支える自殺対策」として、いのち支える小山市自殺対策計画（第1期）の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない小山市を目指して」を引き続き継承し、市民と行政、関係機関が一体となって、自殺対策を推進します。

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない小山市を目指して

■三階層自殺対策連動モデル



出典：いのち支える自殺対策推進センター

第3節 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された「6つの基本方針」に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

基本方針1. 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

基本方針2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐため、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。

自殺の要因となり得る孤独、孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取組が展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

基本方針3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策の効果的に連動させる

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力に、かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応の、更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

基本方針4. 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

基本方針5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び 国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

基本方針6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者又は自殺未遂者や、関係する親族等の名誉や生活の平穩を十分配慮し、適切な支援を行うことが重要です。市、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わる全ての人が、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

第4節 施策の体系

1. 施策の体系

令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本市が掲げる基本理念、基本方針の下、5つの「基本施策」で構成されています。

■ 計画の体系図

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない小山市を目指して

基本方針

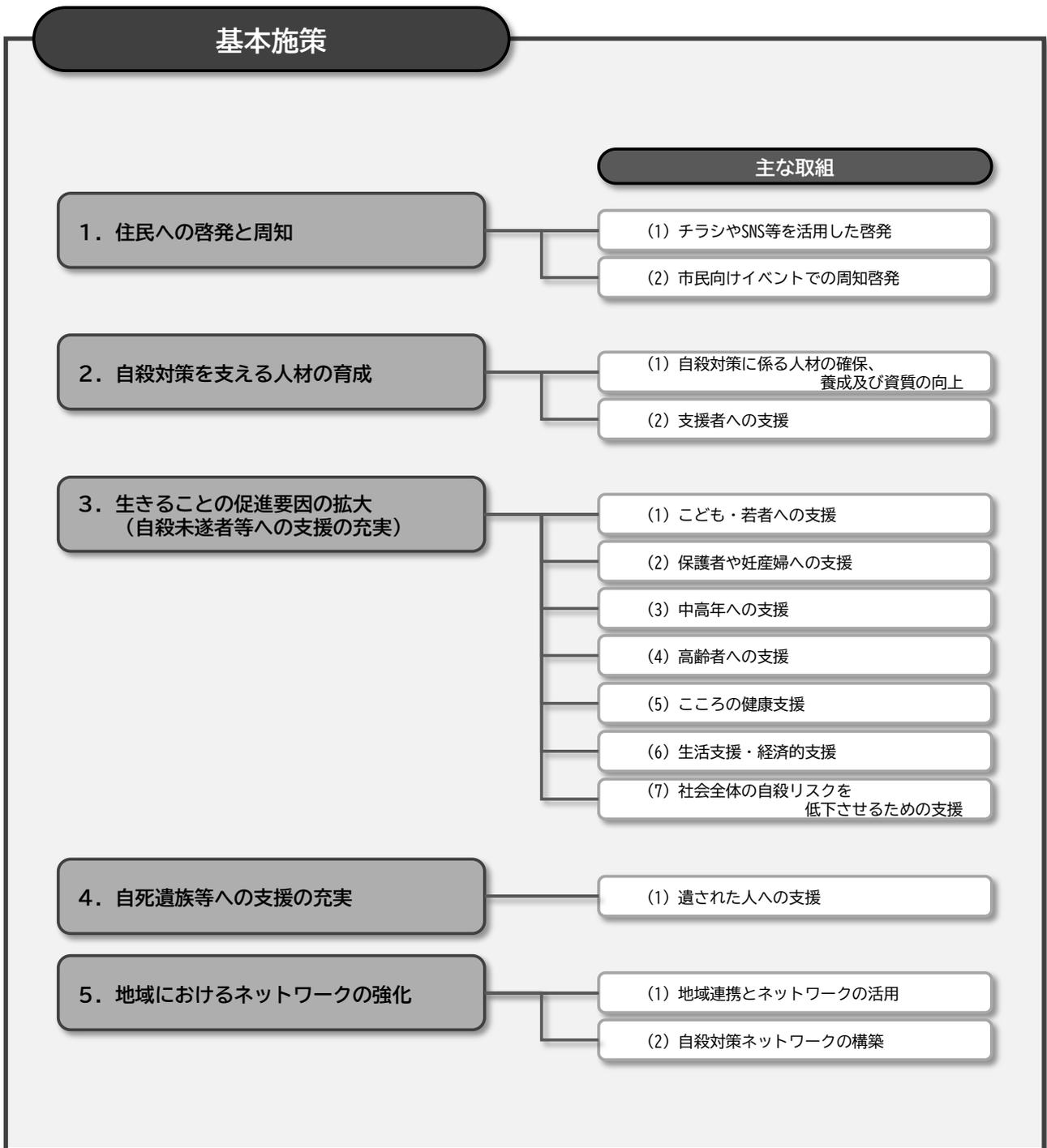
- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

施策

基本
施策

- 住民への啓発と周知
- 自殺対策を支える人材の育成
- 生きることの促進要因の拡大（自殺未遂者等への支援の充実）
- 自死遺族等への支援の充実
- 地域におけるネットワークの強化

■ 施策の体系図



第5節 数値目標

1. 国・栃木県の数値目標

新たな自殺総合対策大綱における国の数値目標は、令和8年までに厚生労働省「人口動態統計」に基づく自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡者数）を平成27年の18.5人と比べて、30%以上減少させる（13.0人以下にする）ことを目標としています。

■ 国の数値目標

基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺による死亡者数)	18.5人	13.0人以下
対2015年比	100%	70.0%

■ 県の数値目標

基準年	平成27年	令和8年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺による死亡者数)	19.5人	14.0人
対2015年比	100%	71.8%

2. 本市の数値目標

新たな自殺総合対策大綱では、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」という旧大綱の数値目標を継続することが示されています。これを受けて、小山市においても計画最終年である令和10年の数値目標を設定しました。基準年を平成27年とし、30%以上の減少を目指します。また、令和5年度の小山市の自殺死亡率を参考にし、その目標値を「12.0人以下」とします。

■ 小山市の数値目標

基準年	平成27年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺による死亡者数)	18.1人	12.0人以下
対2015年比	100%	66.3%



第4章 自殺対策の支援施策

第1節 施策一覧

基本施策	事業・取り組み	担当	頁
1. 住民への啓発と周知	(1) チラシや SNS 等を活用した啓発		
	① 自殺予防啓発事業	福祉総務課	51
	2 自殺対策関連資料展示・ブックリスト作成	中央図書館	52
	3 学校図書館活用事業	こども教育課	52
	4 男女共同参画情報誌「Harmony」の発行	人権・男女共同参画課	52
	(2) 市民向けイベントでの周知啓発		
2. 自殺対策を支える人材の育成	5 イベントを活用した周知、啓発	福祉総務課	52
	(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上		
	⑥ ゲートキーパー養成講習会	福祉総務課	53
	(2) 支援者への支援		
	7 メンタルヘルス研修	職員課	54
	8 精神科医によるストレス健康相談	職員課	54
	9 産業カウンセラーによるカウンセリング相談	職員課	54
10 学校職員ストレスチェック事業	こども教育課	54	
11 教職員の働き方改革推進事業	こども教育課	54	
12 学校職員安全衛生管理事業	こども教育課	54	
3. 生きることの促進要因の拡大(自殺未遂者等への支援の充実)	(1) こども・若者への支援		
	13 要支援児童生活応援事業	子育て家庭支援課	55
	14 思春期保健講座	子育て家庭支援課	55
	15 命の授業	健康増進課	55
	16 青少年相談	青少年支援課	56
	17 人権教育推進事業	こども教育課	56
	18 いじめ防止対策事業	青少年支援課	56
	19 教育相談	青少年支援課	56
	20 教育支援センター運営事業	青少年支援課	56
	21 こども食堂	子育て家庭支援課	57
	② ひきこもり相談支援事業	福祉総務課	57
	23 官民協働の場「こどもまんなかラウンドテーブル」	こども政策課	57
	(2) 保護者や妊産婦への支援		
	24 子育て支援短期利用事業(ショートステイ)	子育て家庭支援課	57
	25 養育支援家庭訪問事業	子育て家庭支援課	57
	26 母子・父子自立支援員兼女性相談支援員による相談・支援	子育て家庭支援課	58
	27 家庭相談員による相談・支援	子育て家庭支援課	58
	28 保育園・保育所・認定こども園保護者支援	こども教育課	58
	29 親子(母子)健康手帳の交付	子育て家庭支援課	58
	30 妊産婦新生児訪問	子育て家庭支援課	58
	31 こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)	子育て家庭支援課	59
	32 母子心理相談員の設置	子育て家庭支援課	59
	33 産後ケア事業	子育て家庭支援課	59
	34 産後1か月健康診査	子育て家庭支援課	59
	(3) 中高年への支援		
	再 ひきこもり相談支援事業	福祉総務課	60
	35 ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	人権・男女共同参画課	60
	36 生活習慣病予防	健康増進課	60
	(4) 高齢者への支援		
	37 認知症カフェ(オレンジカフェ)	高齢生きがい課	60
	38 認知症相談	高齢生きがい課	60
	39 認知症サポーター養成講座	高齢生きがい課	61
	40 傾聴・見守りボランティア「アウトリーチの会」	高齢生きがい課	61
	41 いきいきふれあい事業	高齢生きがい課	61
42 ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業	社会福祉協議会	61	

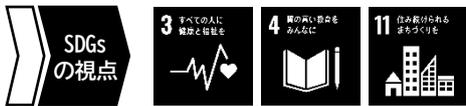
再：再掲載事業
番号に◎：重点事業

基本施策	事業・取り組み	担当	頁	
3. 生きることの促進要因の拡大(自殺未遂者等への支援の充実)	(5) ところの健康支援			
	43	ところの相談	福祉総務課	61
	44	法律とところの相談	福祉総務課	61
	45	女性のための相談事業	人権・男女共同参画課	61
	46	ところの健康を含めた健康教育	健康増進課	61
	(6) 生活支援・経済的支援			
	㉞	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課	62
	48	住宅確保給付金支援事業	生活福祉課	62
	49	難病等福祉手当	福祉総務課	62
	50	児童扶養手当給付事業	保育課	63
	51	ひとり親医療費助成事業	保育課	63
	52	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て家庭支援課	63
	53	遺児手当	保育課	63
	54	生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	63
	55	緊急生活一時資金貸付事業	社会福祉協議会	63
	56	緊急食料等支援事業	社会福祉協議会	64
	57	日常生活自立支援事業(あすてらすおやま)	社会福祉協議会	64
	58	徴収の緩和制度としての納税相談	納税課	64
	59	国民年金保険料免除・納付猶予制度	国保年金課	64
	60	中小企業事業資金融資事業	商業観光課	64
	(7) 社会全体の自殺リスクを低下させるための支援			
	61	自立支援協議会	福祉総務課	65
	62	小山市障がい児者基幹相談支援センターによる相談対応	福祉総務課	65
	63	DV防止啓発事業	人権・男女共同参画課	65
	64	心配ごと相談事業	社会福祉協議会	65
	65	暮らしのなんでも相談	社会福祉協議会	66
	66	成年後見制度利用支援事業	社会福祉協議会	66
	67	人権に係る相談	人権・男女共同参画課	66
4. 自死遺族等への支援の充実	(1) 遺された人への支援			
	㉟	自死遺族等への支援事業	福祉総務課	67
5. 地域におけるネットワークの強化	(1) 地域連携とネットワークの活用			
	69	小山市地域福祉推進懇話会	福祉総務課	68
	70	園・所長合同会議	こども教育課	68
	71	子ども・子育て会議	こども政策課	68
	72	要保護児童等対策地域連絡協議会	子育て家庭支援課	69
	73	オレンジリボンたすきリレー実行委員会	子育て家庭支援課	69
	74	小山市ひきこもり支援協議会	福祉総務課	69
	再	官民協働の場「こどもまんなかラウンドテーブル」	こども政策課	69
	(2) 自殺対策ネットワークの構築			
	㊱	小山市自殺対策協議会	福祉総務課	69

再：再掲載事業
番号に◎：重点事業

第2節 基本施策

基本施策1. 住民への啓発と周知



自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡みあい、理解されにくいという現実があります。

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることができるような社会になるように、普及啓発活動を推進します。

また、社会における生きづらさは様々であることから、市民自らが、周囲の人間関係の中で、不調に気づき、助けを求めることが適切に実現できるための教育や啓発を図ります。

(1) チラシや SNS 等を活用した啓発

様々な機会を通じ、自殺対策に関するチラシ配布や関連資料を掲示することで、自殺対策に関する取り組みや相談窓口等の周知を図るとともに、自殺に対する正しい認識・理解促進のため、普及啓発を行います。

事業・取り組み	NO. 1 自殺予防啓発事業	担当	福祉総務課
事業概要	自殺予防週間（毎年9月10日～16日）、自殺対策強化月間（毎年3月）に、自殺予防啓発のチラシを配布、小山市広報への掲載、SNSでの発信を行うことで、自殺予防の啓発及び相談窓口の周知を図るとともに、ゲートキーパーの考え方や役割についても周知を図る。また、厚生労働省が行っているSNSを活用した相談について周知・啓発を図る。		
令和5年度実績（現状値）	開催回数：2回	令和6年度実績（見込）	開催回数：2回
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：2回		



トピックス

悩みがある方・困っている方へ

国・県・市では自殺対策に関わる取組をすすめています。様々な悩みや不安等、一人で悩まずご活用ください。



厚生労働省特設サイト 「まもろうよ ころろ」

●電話でのご相談の場合（主な電話相談の番号）

- ・ころろの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556（有料）
- ・よりそいホットライン 0120-279-338（フリーダイヤル・無料）

事業・取り組み	NO. 2 自殺対策関連資料展示・ブックリスト作成		担当	中央図書館
事業概要	自殺対策強化月間（毎年3月に図書館内に関連図書を用意・展示し、市民へ自殺対策活動の情報提供を行う。			
令和5年度実績（現状値）	展示	令和6年度実績（見込）	展示	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：1回			
事業・取り組み	NO. 3 学校図書館活用事業		担当	こども教育課
事業概要	学校の図書館スペースを利用し、自殺予防週間（毎年9月10日～16日）、自殺対策強化月間（毎年3月）に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図る。			
令和5年度実績（現状値）	「命」や「心の健康」に関連した図書資料を常備した。	令和6年度実績（見込）	「命」や「心の健康」に関連した図書資料を常備し、活用する。	
各年度目標 令和7～10年度	「命」や「心の健康」に関する図書資料の充実と活用			
事業・取り組み	NO. 4 男女共同参画情報誌「ハーモニーおやま」の発行		担当	人権・男女共同参画課
事業概要	男女共同参画に関する情報や家庭・地域・事業所等における問題を提供する情報誌の記事の一部として、自殺対策に関連したトピックを取り上げることにより、市民への情報周知や啓発を図る。			
令和5年度実績（現状値）	発行回数：1回（11月） 全戸、事業所等へ配布 55,500部 オンライン1回配信	令和6年度実績（見込）	発行回数：1回（11月） 班回覧、事業所等へ配布 6,500部 オンライン3回配信	
各年度目標 令和7～10年度	発行回数：1回			

(2) 市民向けイベントでの周知啓発

自殺対策に関する市民の理解を広げるため、様々なイベントの場を活用して、情報周知や啓発を図ります。

事業・取り組み	NO. 5 イベントを活用した周知、啓発		担当	福祉総務課
事業概要	様々なイベントで、相談窓口一覧やゲートキーパーの役割等のチラシを配布し、市民への情報周知や啓発を図る。			
令和5年度実績（現状値）	実施回数：1回	令和6年度実績（見込）	実施回数：1回	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			

基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成



自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るために、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成に努めます。

また、自殺の要因は多岐に渡ることから、行政と関係機関、民間団体が協働し、地域や学校、職場等、様々な場面で自殺を予防するための人材の確保と養成を図ります。

(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

地域住民からの相談に応じる市職員をはじめ、民生委員・児童委員等を対象に研修を行い、広く地域にゲートキーパーの人材確保と養成を行います。

事業・取り組み	NO. 6 ゲートキーパー養成講習会		担当	福祉総務課
事業概要	ゲートキーパーとしての役割や対応（気づき、傾聴、つなぎ、見守り）を学び、自殺ハイリスク者の早期発見や適切な相談機関につなげる。			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：1回	令和6年度実績（見込）	開催回数：1回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：1回			



トピックス

相談を受ける人やゲートキーパー 自身大切にしたいこと

1

悩みを抱えている人を支援する側の健康管理やセルフケア、悩み相談など、自身のからだところの健康も大切にしましょう。

2

受けた相談を一人で抱え込んでしまったり、自身が精神的に不安定になってしまったりすることがあります。特に、責任感の強い方や感受性の高い方などは気を付けましょう。

3

自分が相談にのって困ったときのつなぎ先（地域の相談窓口等）を知っておきましょう。

(2) 支援者への支援

自殺対策従事者や児童生徒にとっての支援者である学校職員のこころやからだの健康維持をするための仕組みづくりを推進するとともに、こころの健康に関する知見を活かした支援方法の普及・充実を図ります。

事業・取り組み	NO. 7 メンタルヘルス研修		担当	職員課
事業概要	職員がメンタルヘルスの基礎的知識を学んで、セルフケア、ラインケアの方法を習得できるよう研修会を開催する。			
令和5年度実績(現状値)	動画視聴にて実施 一般職員：受講率 98.4% 管理監督者：受講率 99.7%	令和6年度実績(見込)	実施継続	
各年度目標 令和7～10年度	メンタルヘルス研修会の受講率：管理監督者 90%、一般職員 80%			
事業・取り組み	NO. 8 精神科医によるストレス健康相談		担当	職員課
事業概要	職員が日ごろの悩みやストレスについて相談ができるよう、精神科医による健康相談を実施する。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：12回	令和6年度実績(見込)	実施継続	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：12回			
事業・取り組み	NO. 9 産業カウンセラーによるカウンセリング相談		担当	職員課
事業概要	新採用職員、新たに課長・係長に昇任するなど節目にあたる職員やメンタルヘルス不調で病気休暇を取得した職員などのフォローとして、産業カウンセラーによるカウンセリングを実施する。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：33回	令和6年度実績(見込)	実施継続	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			
事業・取り組み	NO. 10 学校職員ストレスチェック事業		担当	こども教育課
事業概要	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調を未然に防ぐことで、学校職員に対する支援の強化を図る。			
令和5年度実績	開催回数：2回	令和6年度実績(見込)	開催回数：2回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：1回			
事業・取り組み	NO. 11 教職員の働き方改革推進事業		担当	こども教育課
事業概要	学校や教職員の業務の見直しを推進し、多忙化解消をすることで、教職員のケアを図る。具体的には、教職員の働き方改革に関する研修会を開催し、提言をまとめ学校へ周知を図る。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：1回	令和6年度実績(見込)	開催回数：1回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：1回			
事業・取り組み	NO. 12 学校職員安全衛生管理事業		担当	こども教育課
事業概要	労働安全衛生法に基づき、学校職員が50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、学校職員の健康管理を行い、学校職員が50人未満の学校については、健康管理医を任命し、学校職員の健康管理を行う。また、学校における職場環境の改善や安全管理を行い、適切な環境衛生保持に努めることで、教職員の心身のケアを図る。 ①衛生推進者・衛生管理者による職場巡視 ②衛生委員会(産業医参加)における調査審議			
令和5年度実績(現状値)	①開催回数 衛生推進者：月1回 衛生管理者：週1回 ②実施校数 4校(2か月に1回実施)	令和6年度実績(見込)	①開催回数 衛生推進者：月1回 衛生管理者：週1回 ②実施校数 6校(2か月に1回実施)	
各年度目標 令和7～10年度	①開催回数：衛生推進者：月1回 衛生管理者：週1回 ②実施校数：6校(2か月に1回実施)			

基本施策3. 生きることの促進要因の拡大（自殺未遂者等への支援の充実）



自殺対策は「生きることの阻害要因（過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自己肯定感・信頼できる人間関係・危機回避能力等）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要であるため、本市においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

また、自殺未遂者は再度の自殺企図のおそれがあり自殺のリスクが高いとされることから、本人や家族に対し適切な医療や相談支援ができる体制の構築を図ります。

(1) こども・若者への支援

医師や保健師等の専門職を中心に、教育体制の充実を図るとともに、命の尊さや思いやりについて等、考える機会づくりを行います。

また、いじめや不登校、家庭の悩み相談等の支援の充実を図ります。

事業・取り組み	NO.13 要支援児童生活応援事業	担当	子育て家庭支援課
事業概要	養育放棄や貧困等の状況にある学齢児を対象に、放課後の居場所をつくり、食事の提供、入浴の実施、学習時間の確保などを行い、自立を促すことで、児童の自己肯定感が向上し、周りの大人や社会を信用できるようになることで、児童の自殺リスクの軽減につなげる。		
令和5年度実績（現状値）	シリウス 開所日数：195日 延べ人数：1,037人 おひさま 開所日数：194日 延べ人数：770人	令和6年度実績（見込）	居場所2か所で継続実施
各年度目標 令和7～10年度	継続実施		
事業・取り組み	NO.14 思春期保健講座	担当	子育て家庭支援課
事業概要	保健師による講話を通して、望まぬ妊娠や性感染症の予防、命の尊厳や生み育てることの大切さについて学ぶことで、性と生を主体的に判断できる力を育み、自分も他人も大切にしている行動選択について学ぶ機会とする。		
令和5年度実績（現状値）	実施校：中学校7校	令和6年度実績（見込）	実施校：中学校8校
各年度目標 令和7～10年度	実施校：11校		
事業・取り組み	NO.15 命の授業	担当	健康増進課
事業概要	人の命に関わる医師や看護師等からの講話と病院見学体験を通して、「命の尊さ」を学び、お互いを思いやる心や限りある命を慈しむ心の醸成を図る。		
令和5年度実績（現状値）	市内中学校1校、市内小学校2校で実施。うち、新小山市民病院見学は市内中学校1校、市内小学校2校にて院長・助産師講話を学校の児童生徒にZOOM配信。	令和6年度実績（見込）	市内中学校1校、市内小学校2校を対象に実施予定。
各年度目標 令和7～10年度	実施校数：小学校・義務教育学校前期課程1校、中学校・義務教育学校後期課程1校		

事業・取り組み	NO.16 青少年相談	担当	青少年支援課
事業概要	本人や家族からの教育や子育てなど青少年に関する面接相談・電話相談に対応することにより、不安感や悩みごとを軽減することができる。		
令和5年度実績（現状値）	面接相談は月～金、電話相談（匿名可）は祝日以外毎日実施した。	令和6年度実績（見込）	面接相談は月～金、電話相談（匿名可）は祝日以外毎日実施する。
各年度目標 令和7～10年度	随時実施		
事業・取り組み	NO.17 人権教育推進事業	担当	こども教育課
事業概要	小中一貫教育と連携し、夏休み等に実施される各中学校ブロックの全体研修会において、教職員を対象に、人権教育に関する研修を実施し、教職員自らの人権感覚を磨き、人権意識を高めることで、子ども一人ひとりを大切に、自他のよさを共有できるような学級経営の実践を図る。 また、子どもの不安が増す傾向のある2学期の始まり等に、教職員が組織的・意図的な対応を図る。		
令和5年度実績（現状値）	各中学校区ごとの人権研修会において授業研究会やワークショップを行ったり、各校で校内研修を行ったりし、教職員の人権意識の高揚を図った。	令和6年度実績（見込）	各中学校区ごとの授業研究会や人権に関する講話、ワークショップ等の実施、人権教育に関する校内研修の実施を通して、教職員の人権意識を磨き、人権意識の高揚を図る。
各年度目標 令和7～10年度	中学校区人権研修会：年1回以上 校内研修：各校の実態に応じて実施		
事業・取り組み	NO.18 いじめ防止対策事業	担当	青少年支援課
事業概要	会議等において、学校、教育委員会、地域が、正確な実態把握と緊密な情報交換を当事者間で不断に行うとともに、いじめ問題に対する学校の指導体制について、総点検し再構築を図ることで、未然防止、早期発見・早期対応を図る。 ①魅力ある学校づくり検討委員会 ②いじめ問題対策連絡協議会 ③いじめ問題専門委員会		
令和5年度実績（現状値）	①開催回数：2回 ②開催回数：2回 ③開催回数：1回	令和6年度実績（見込）	①開催回数：2回 ②開催回数：2回 ③開催回数：2回
各年度目標 令和7～10年度	①開催回数：2回 ②開催回数：2回 ③重大事態発生時に開催。重大事態発生に限らず年1回開催。		
事業・取り組み	NO.19 教育相談	担当	青少年支援課
事業概要	小学校・義務教育学校前期課程では生活相談員、中学校・義務教育学校後期課程では心の教育相談員として、児童生徒の悩み相談や学校教育活動の支援を行い、いじめや不登校、家庭の悩みなどの早期発見及びチームによる早期解決を図る。 ①生活相談員の配置 ②心の教育相談員の配置		
令和5年度実績（現状値）	①配置人数：15人 ②配置人数：11人	令和6年度実績（見込）	①配置人数：15人 ②配置人数：11人
各年度目標 令和7～10年度	①配置人数：15人 ②配置人数：11人（全校配置）		
事業・取り組み	NO.20 教育支援センター運営事業	担当	青少年支援課
事業概要	小山市教育支援センター「アルカディア」を設置し、不登校児童生徒に対し、学校・家庭・関係機関が連携して、適切な支援を行うことにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えるとともに、社会的に自立することを支援する。また、児童生徒の自己有用感と人間関係の構築力の育成を図る。		
令和5年度実績	毎日の学習活動に加え、さまざまな行事や体験活動等を通じて、児童生徒の自己有用感や人間関係を構築する力の育成を図ることができた。	令和6年度実績（見込）	毎日の学習活動に加え、さまざまな行事や体験活動等を通じて、児童生徒の自己有用感や人間関係を構築する力の育成を図る。
各年度目標 令和7～10年度	利用を希望する児童生徒については、在籍校と連携しながら随時受け入れ、体験活動を中心とした支援により、自立を促していく。		

事業・取り組み	NO.21 こども食堂		担当	子育て家庭支援課
事業概要	児童の孤食対策等として、こども食堂を開設して活動する団体に支援を行う。			
令和5年度実績	随時実施	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.22 ひきこもり相談支援事業		担当	福祉総務課
事業概要	ひきこもり状態にある方やその家族などからの相談を受け、必要に応じて福祉・医療等関係機関と連携して支援にあたる他、本人や家族同士の居場所づくり等を通じた支援を行う。 ※対象者：義務教育終了後～39歳のひきこもり状態にある方とその家族等			
令和5年度実績（現状値）	相談実人数：60人 （義務教育終了後～39歳） 相談・面接件数：延1,642件 （義務教育終了後～64歳）	令和6年度実績（見込）	相談実人数：65人 （義務教育終了後～39歳） 相談・面接件数：延1,740件 （義務教育終了後～64歳）	
各年度目標 令和7～10年度	平日（月～金）常設			
事業・取り組み	NO.23 官民協働の場 「こどもまんなかラウンドテーブル」		担当	こども政策課
事業概要	個々に活動しているこどもと子育て当事者を支援する各団体との協議の場を設け、連携を強化する。児童虐待防止、不登校支援、障がい児支援ひいては社会全体での子育て支援の充実を官民連携で取り組んでいく。			
令和5年度実績	—	令和6年度実績（見込）	—	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：2回			

(2) 保護者や妊産婦への支援

保護者や妊産婦が抱えるあらゆる悩みや不安に対し、身体的・精神的ケアを通じて安心した妊娠・出産・育児期を送れるよう、相談支援や生活支援の充実を図ります。

事業・取り組み	NO.24 子育て支援短期利用事業(ショートステイ)		担当	子育て家庭支援課
事業概要	保護者の病気、出産等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に児童福祉施設等において一定期間児童を養育する事業で、子どもを預かることで家庭状況の把握やその家族の抱えている問題等を察知し、必要な支援へとつなげる。			
令和5年度実績（現状値）	利用者数：20人 利用日数：83日 助成額：108千円	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.25 養育支援家庭訪問事業		担当	子育て家庭支援課
事業概要	子育てに対し不安感を抱える家庭など、養育支援が必要な家庭に対し、訪問による助言指導や家事支援を実施し、保護者の不安感解消・家事負担軽減を行うことで、心理的・身体的な負担を軽減し、ふさぎ込み防止を図る。			
令和5年度実績（現状値）	育児支援家庭訪問実件数：47件 延べ件数：370件 家事支援訪問実件数：13件 延べ件数：41件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			

事業・取り組み	NO.26 母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談・支援		担当	子育て家庭支援課
事業概要	ひとり親家庭の自立に向けた相談、母子寡婦福祉資金の貸付受付、DV相談などを実施し、ひとり親の就労促進、経済的不安の軽減を図る。			
令和5年度実績（現状値）	新規相談件数：151件 相談延べ件数：1,686件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.27 家庭相談員による相談・支援		担当	子育て家庭支援課
事業概要	児童の養育に関し支援を要する家庭に対し、訪問・面接等による相談、助言、指導を行い、子育てに関する悩みを軽減することで、児童虐待の防止、児童の安全確保を図る。			
令和5年度実績（現状値）	相談件数：382件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.28 保育園・保育所・認定こども園保護者支援		担当	こども教育課
事業概要	子育てやその他の悩みを抱える保育園・保育所・認定こども園に通う保護者に対して、朝夕の送迎の際や保育士体験の際の面談等を通して相談等を受け、家庭状況の把握や問題を察知し必要な関係機関へとつなげる。			
令和5年度実績（現状値）	育児相談（食事・排泄等）：2,314件 障がいについての相談：116件 その他（家庭内の相談等）：129件	令和6年度実績（見込）	子育てやその他の悩みを抱える保護者に対し朝夕の送迎の際に家庭状況を踏まえてお声掛けを行うことや保育士体験等に参加の際の面談などで家庭状況を把握し、保護者の悩みや不安の軽減につなげていく。	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.29 親子（母子）健康手帳の交付		担当	子育て家庭支援課
令和5年度実績（現状値）	母子健康手帳交付時に全妊婦に心身の状況、家族状況、不安や心配の有無等についてアンケートを実施し、精神疾患の有無や心理的問題のリスクを把握し、安全に、安心して出産が迎えられるよう、支援が必要な妊婦を早期に把握し、支援につなげる。 また、母子健康手帳を健康増進課窓口で交付する場合には、アンケートと同時に保健師等による面接も行う。			
令和5年度実績	対面交付割合：100%	令和6年度実績（見込）	対面交付割合：100%	
各年度目標 令和7～10年度	対面交付率 100%			
事業・取り組み	NO.30 妊産婦新生児訪問		担当	子育て家庭支援課
事業概要	助産師・保健師等が妊産婦及び生後28日以内の新生児のいる家庭を訪問し、妊産婦の心身の状況を把握したうえで、適切な保健指導を行うとともに、必要に応じて他のサービスにつなぎ、安心して妊娠・出産・育児期を過ごしてもらえるよう支援を行う。			
令和5年度実績（現状値）	市内妊産婦訪問件数：0件 市内妊産婦・新生児訪問 産婦：67件 新生児：67件 市外妊産婦・新生児訪問 （他市からの依頼） 産婦：35件 新生児：37件 市内妊産婦・新生児訪問 （他市町村へ依頼） 産婦：26件 新生児：28件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			

事業・取り組み	NO.31 こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）		担当	子育て家庭支援課
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等から支援が必要な家庭を適切なサービスにつなげることで、子育てに対する身体的・精神的な負担の軽減を図る。			
令和5年度実績（現状値）	対象者：1,077件 訪問件数：1,055件（98.0%） 訪問したうち、エジンバラ産後うつ病質問票実施率：100% 赤ちゃんへの気持ち質問票実施率：95.8%	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	実施率100%			
事業・取り組み	NO.32 母子心理相談員の設置		担当	子育て家庭支援課
事業概要	子どもの発達障害及び保護者等の心の健康問題について、心理職による相談を実施することで、子どもの発達障害を早期発見し、早期に発達支援を行い、保護者等の心理的な負担の軽減を図る。			
令和5年度実績（現状値）	1歳6か月健診での相談件数：23件 3歳児健診での相談件数：36件 5歳児健康相談からの相談：277件 マタニティクラス：55件 のびっこクラス等：49件 発達検査：194件 面接：202件 訪問：1件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	現状維持			
事業・取り組み	NO.33 産後ケア事業		担当	子育て家庭支援課
事業概要	産婦健康診査での産後うつスクリーニングの結果等を踏まえ、産後うつ予防の一環として、医療機関等で助産師などの専門職から宿泊・日帰り・訪問による心身のケアや保健指導を受け、産後間もない母親の身体的回復や心理的な安定を図る。			
令和5年度実績（現状値）	利用者数：129人 延べ利用回数：439回	令和6年度実績（見込）	利用者数130人 延べ利用回数440回	
各年度目標 令和7～10年度	利用者数の向上・維持			
事業・取り組み	NO.34 産後1か月健康診査		担当	子育て家庭支援課
事業概要	出産後に安心して子育てができるように、適切な保健指導を行うとともに、経済的負担の軽減を図るために、産婦健康診査助成を行う。 また、産後うつスクリーニング検査の結果がハイリスクの産婦には、保健師等による電話・訪問で継続支援を行うことにより、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る。			
令和5年度実績（現状値）	受診者：1,042人 EPDS実施者：980人（実施率94.0%） うち、要支援者：111人（11.3%）	令和6年度実績（見込）	産後1か月健診受診者：1,100人 EPDS実施者：1,050人（実施率95.5%） うち、要支援者：105人（10.0%）	
各年度目標 令和7～10年度	実施率：100%			

(3) 中高年への支援

中高年の自殺は深刻な問題であり、多くの場合、経済的な困難、孤立感、健康問題などが原因となります。中高年の方々が安心して生活できる環境整備を推進します。

事業・取り組み	(再掲載) ひきこもり相談支援事業	担当	福祉総務課
事業概要	ひきこもり状態にある方やその家族などからの相談を受け、必要に応じて福祉・医療等関係機関と連携して支援にあたる他、本人や家族同士の居場所づくり等を通じた支援を行う。		
令和5年度実績(現状値)	相談実人数：47人(40～64歳) 相談・面接件数：延1,642件 (義務教育終了後～64歳)	令和6年度実績(見込)	相談実人数：50人(40～64歳) 相談・面接件数：延1,740件 (義務教育終了後～64歳)
各年度目標 令和7～10年度	平日(月～金)常設		
事業・取り組み	NO.35 ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	担当	人権・男女共同参画課
事業概要	積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定し、その取り組みを広く周知することで、仕事と家庭生活を両立することが可能となり、だれもが働きやすい環境を実現するための啓発を行う。		
令和5年度実績(現状値)	認定事業者数：6事業者	令和6年度実績(見込)	認定事業者数：7事業者
各年度目標 令和7～10年度	認定事業者数：10事業者		
事業・取り組み	NO.36 生活習慣病予防	担当	健康増進課
事業概要	健診の機会を利用し、問題に関する詳しい聞き取りの実施や、必要な場合には専門機関の支援につながるなどの対応を図る。		
令和5年度実績(現状値)	講話回数9回	令和6年度実績(見込)	講話回数：25回
各年度目標 令和7～10年度	参加率の向上		

(4) 高齢者への支援

高齢者が孤立せず生きがいを持って住み慣れた地域で生活ができるよう、高齢者支援の充実と、相談窓口の周知を図ります。

事業・取り組み	NO.37 認知症カフェ(オレンジカフェ)	担当	高齢生きがい課
事業概要	認知症カフェとは、孤立しがちな認知症の人やその家族が集い、地域とのつながりを持つ場で、利用者同士の相互の情報交換及び交流を通じて、介護における精神的負担の軽減を図る。 第2・4火曜日開催		
令和5年度実績(現状値)	開催回数：24回 利用者数：778人	令和6年度実績(見込)	開催回数：24回 利用者数：1,000人
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：24回 利用者数：延1,000人		
事業・取り組み	NO.38 認知症相談	担当	高齢生きがい課
事業概要	家族や本人からの認知症の症状や、対応方法などについて認知症地域支援推進員が相談に対応する。認知症の症状及び対応方法を理解することにより介護の精神的負担を軽減することが期待できる。		
令和5年度実績(現状値)	相談場所：7か所 相談件数：89件	令和6年度実績(見込)	相談場所：7か所 相談件数：120件
各年度目標 令和7～10年度	相談場所：20か所		

事業・取り組み	NO.39 認知症サポーター養成講座		担当	高齢生きがい課
事業概要	認知症について学び、認知症の人の気持ちを理解し、認知症の人やその家族に寄り添うことのできるサポーターの養成を行う。認知症の人の気持ちや家族の不安・負担を理解し、サポートすることで、本人やその家族の自殺リスクを軽減することができる。			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：30回	令和6年度実績（見込）	開催回数：50回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：50回			
事業・取り組み	NO.40 傾聴・見守りボランティア「アウトリーチの会」		担当	高齢生きがい課
事業概要	概ね 65 歳以上の独居高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に、訪問し見守りや傾聴を行うことで、不安感やストレスの軽減を図る。一部高齢者施設においても訪問および傾聴を行っている。			
令和5年度実績（現状値）	個人宅傾聴訪問延人数：273名 高齢者施設傾聴延訪問人数：205名	令和6年度実績（見込）	継続実施	
各年度目標 令和7～10年度	個人宅傾聴訪問延認数：300人 施設傾聴延訪問人数：210人			
事業・取り組み	NO.41 いきいきふれあい事業		担当	高齢生きがい課
事業概要	概ね 65 歳以上の方を対象に地域の公民館や集会所等で介護予防となる活動を提供する。事業に参加することで仲間ができ、孤独感が軽減されるとともに、利用者だけでなく、援助員も事業に参加することで生きがいづくりにつながる。			
令和5年度実績（現状値）	開催力所：本館23カ所、分館8カ所 開催回数：本館の一部に隔週開催あり。分館は月1回以上開催	令和6年度実績（見込）	継続実施	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：本館週1回以上、分館月1回以上			
事業・取り組み	NO.42 ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	75歳以上のひとり暮らし高齢者の方に、地域のあたたかい気持ちを伝え、日常的なふれあいを深めてもらうことで、孤独化の防止を図る。 ①老人クラブ ②自治会ボランティア会員による月2回程度の訪問活動			
令和5年度実績（現状値）	①実施か所：20か所 ②訪問対象者：118人 (男性26人、女性92人)	令和6年度実績（見込）	①実施か所：21か所 ②訪問対象者：137人 (男性29人、女性108人)	
各年度目標 令和7～10年度	①実施か所：25か所 ②訪問対象者：166人(男性39人、女性127人)			

(5) こころの健康支援

本人やその家族に対する専門性の高い相談支援を通じて、抱えている問題の早期発見、早期対応につながるよう、幅広い支援の充実と問題内容に応じた関係機関の連携の推進を図ります。

事業・取り組み	NO.43 こころの相談		担当	福祉総務課
事業概要	精神科医師と保健師による個別相談を行うことで、早期に適切な医療につながることができ、精神疾患の早期発見・治療につなげる。 奇数月開催（年6回）			
令和5年度実績（現状値）	実施回数：3回	令和6年度実績（見込）	実施回数：6回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：6回			

事業・取り組み	NO.44 法律とこころの相談		担当	福祉総務課
事業概要	弁護士と保健師による個別相談にて、多重債務等法的な相談とこころの相談をあわせて行うことで、解決に向けた方向性を見出し、不安の減少を図る。 月1回第1木曜開催（年12回）			
令和5年度実績（現状値）	実施回数：5回	令和6年度実績（見込）	実施回数：10回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：10回			
事業・取り組み	NO.45 女性のための相談事業		担当	人権・男女共同参画課
事業概要	女性が困難に直面した際の最初の相談窓口で、様々な問題の相談に応じるとともに、関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性が生きることへの包括的支援を行う。 ①女性のための心の相談（カウンセラー） ②女性の生き方なんでも相談（弁護士）			
令和5年度実績（現状値）	①実施回数：10回（相談件数20件） ②実施回数：10回（相談件数25件）	令和6年度実績（見込）	①実施回数：12回（相談件数20件） ②実施回数：12回（相談件数25件）	
各年度目標 令和7～10年度	①実施回数：月1回 ②実施回数：月1回			
事業・取り組み	NO.46 こころの健康を含めた健康教育		担当	健康増進課
事業概要	健康教育講座等や健康推進員による地域の健康教育を通じて、こころの健康について普及啓発を図る。			
令和5年度実績（現状値）	実施回数：58回 参加者数：986人	令和6年度実績（見込）	実施回数：60回 参加者数：1,000人	
各年度目標 令和7～10年度	実施回数：75回 参加者数：1,900人			

(6) 生活支援・経済的支援

生活支援・経済的支援を通じて、生活の安定を図るとともに、手当申請時等の接触機会を活かし、申請者が抱える問題の早期発見、早期対応を図ります。

事業・取り組み	NO.47 生活困窮者自立支援事業		担当	生活福祉課
事業概要	生活に困窮している方の相談に応じ、必要な支援を相談者と考え、具体的な支援プランを作成するとともに、相談内容に適した専門の窓口と連携しながら支援を行い自立を促す。			
令和5年度実績（現状値）	相談件数：247件	令和6年度実績（見込）	相談件数：360件	
各年度目標 令和7～10年度	相談件数：360件			
事業・取り組み	NO.48 住宅確保給付金支援事業		担当	生活福祉課
事業概要	離職等により住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限有りの支給をすることで、住居の確保をし、生活の安定を図る。			
令和5年度実績（現状値）	支給件数：52件	令和6年度実績（見込）	支給件数：90件	
各年度目標 令和7～10年度	支給件数：90件			
事業・取り組み	NO.49 難病等福祉手当		担当	福祉総務課
事業概要	特定医療費指定難病受給者・一般特定疾患医療受給者・小児慢性特定疾病医療受給者に年額12,000円の見舞金を給付する。経済的支援を行うとともに、対象患者及びその保護者の労苦を見舞い、精神的な負担軽減を図る。			
令和5年度実績（現状値）	支給回数：2回	令和6年度実績（見込）	支給回数：2回	
各年度目標 令和7～10年度	支給回数：2回			

事業・取り組み	NO.50 児童扶養手当給付事業		担当	保育課
事業概要	死別及び離別により母子・父子家庭となった父母に、児童が満18歳になる年度末まで手当を支給することで、経済的支援になるとともに、手当申請時に接触することで抱えている問題の早期発見、早期対応を図る。			
令和5年度実績(現状値)	受給者数：1,033人 児童数：1,529人 支給額：561,022千円	令和6年度実績(見込)	受給者数：1,127人 児童数：1,658人 支給額：580,000千円	
各年度目標 令和7～10年度	受給者数：1,110人 児童数：1,620人 支給額：580,000千円			
事業・取り組み	NO.51 ひとり親医療費助成事業		担当	保育課
事業概要	ひとり親家庭の親と児童で、前年の所得が一定額以下の世帯に対し、児童が満18歳になる年度末まで保険適用分の自己負担医療費を助成することで、経済的支援になるとともに、医療費の申請時に接触機会があった際は、抱えている問題の早期発見、早期対応を図る。			
令和5年度実績(現状値)	受給者数：3,168人 助成件数：14,253件 支給額：39,148千円	令和6年度実績(見込)	受給者数：3,215人 助成件数：14,339件 支給額：39,000千円	
各年度目標 令和7～10年度	受給者数：3,400人 助成件数：14,800件 支給額：41,560千円			
事業・取り組み	NO.52 ひとり親家庭自立支援給付金事業		担当	子育て家庭支援課
事業概要	本事業の給付申請時に接触することで、抱えている問題の早期発見、早期対応を図り、就労による自立を目指すことで生きる活力へとつなげる。 ①自立支援教育訓練給付金ひとり親家庭の就労による自立を支援するために、資格取得のための講座受講に要する費用の一部を支給する。 ②高等職業訓練促進給付金資格取得のため養成機関を受講する場合に、修業期間内の生活負担を軽減することを目的にその全期間(上限48か月)について支給する。 ③高等学校卒業程度認定試験合格支援事業。			
令和5年度実績(現状値)	①受給者数：1人 ②受給者数：11人 支給額：13,132千円 ③受給者数：0人 支給額：0円	令和6年度実績(見込)	①受給者数：3人 ②受給者数：7人 支給額：16,380千円 ③受給者数：0人 支給額：0円	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			
事業・取り組み	NO.53 遺児手当		担当	保育課
事業概要	父母の一方または両方が死亡した児童(義務教育修了前)について、手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図るとともに、手当申請時に遺族と接触することで、抱えている問題・悩み等への迅速な対処・支援へとつなげる。			
令和5年度実績(現状値)	受給者数：28人 児童数：36人 支給額：1,281千円	令和6年度実績(見込)	受給者数：29人 児童数：38人 支給額：1,368千円	
各年度目標 令和7～10年度	受給者数：35人 児童数：46人 支給額：1,436千円			
事業・取り組み	NO.54 生活福祉資金貸付事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	低所得・障がい者世帯、失業等により生活が困難な方を対象に、栃木県社会福祉協議会が主体の貸付について、制度を必要とする方への支援として、適切な窓口につなげ、経済的支援を行う。			
令和5年度実績(現状値)	福祉、教育、小口資金：5件 (3,598,000円)	令和6年度実績(見込)	随時、貸付けの相談受付を行い、書類が整えば県社協へ申請していく。	
各年度目標 令和7～10年度	県社協の貸付なので、低所得者で貸付要件が合えば貸付を実施していく。			
事業・取り組み	NO.55 緊急生活一時資金貸付事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	低所得世帯で、資金を借り受けることが困難な世帯に対して、要件を満たす場合は、一時的な生活のつなぎ資金を貸付け、世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促す。			
令和5年度実績(現状値)	貸付件数：19件	令和6年度実績(見込)	随時、貸付けの相談受付を行い、貸付要件が合えば貸付けをしていく。	
各年度目標 令和7～10年度	貸付要件に合わせて、必要とする方へ支援していく。			

事業・取り組み	NO.56 緊急食糧等支援事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	生活が困窮し、食料確保に逼迫している世帯に対して、要件を満たす場合は、食料を現物で提供することで、食のセーフティネットづくりを推進し、低所得世帯の安全・安心な生活の確保を図る。			
令和5年度実績（現状値）	支援件数：112件（延119回）	令和6年度実績（見込）	低所得者で食べ物に困っている世帯には食糧支援の相談を行い支援をしていく。	
各年度目標 令和7～10年度	困窮され、必要とする方へ支援していく。			
事業・取り組み	NO.57 日常生活自立支援事業（あすてらすおやま）		担当	社会福祉協議会
令和5年度実績（現状値）	判断能力に不安のある方が自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類の預かりサービス等の相談・支援を行うとともに、専門員と生活支援員による相談や訪問を通して、対象者の状況等を把握し、必要な支援へとつなげる。			
令和5年度実績	年度末利用者数：92人 相談件数：3,862件 支援件数：1,549件	令和6年度実績（見込）	利用者からのニーズに基づき、引き続き福祉サービス利用援助、日常金銭管理サービス、書類預かりサービス等の相談・支援サービスを継続していく。	
各年度目標 令和7～10年度	利用者数：110人			
事業・取り組み	NO.58 徴収の緩和制度としての納税相談		担当	納税課
事業概要	納付が困難な市民からの納税相談を行う。徴収の緩和制度により、事業を継続させながら、又は生活を維持させながら納付することができる。また、必要に応じて他の相談窓口につなぐ。			
令和5年度実績	随時実施	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.59 国民年金保険料免除・納付猶予制度		担当	国保年金課
事業概要	収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい方は、申請して承認されると、保険料が免除又は納付猶予となる。免除（納付猶予）承認期間は、年金の受給に必要な期間に含まれ、年金の受給権確保につながる。年度ごとの申請が必要であり、申請時点から2年1か月前までの期間について、さかのぼって申請ができる。 また、免除（納付猶予）承認期間がある場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が低額になるが、追納することで減額された年金受取額を増やすことができる。			
令和5年度実績（現状値）	相談件数：3,536件	令和6年度実績（見込）	納付困難者へ適切な制度説明、相談を行っていく。	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO.60 中小企業事業資金融資事業		担当	商業観光課
事業概要	金融機関に市が預託金を預託することにより、金融機関から低利な融資を利用することができる。資本に乏しい中小企業者の資金的な支援を行うことにより、資金繰りを理由とする自殺リスクの低減が期待できる。 融資にあたり栃木県信用保証協会の保証により、原則保証人を要しない。 ※金融機関により融資ができない場合がある。			
令和5年度実績	6月：小山市制度融資説明会の動画配信 市内各金融機関へリーフレット配布 広報おやま、行政テレビでPR 随時市ホームページに掲載	令和6年度実績（見込）	情報の提供や事業PRに努めていく。	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			

(7) 社会全体の自殺リスクを低下させるための支援

自殺対策と関連のある様々な分野における取り組みを幅広く推進します。

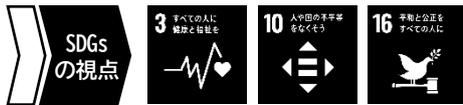
また、取り組みの中では、必要に応じて適切な相談機関・窓口へと案内するとともに、相談者本人の意思を尊重しつつ相談機関・窓口間の連携や情報共有を図ります。

事業・取り組み	NO. 61 自立支援協議会		担当	福祉総務課
事業概要	障がい者の自立支援に関し、専門知識を有する委員が必要な事項等について協議を行う。様々な角度から、公正でバランスがとれた意見を求めることができ、適切な支援につなげることができる。			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：5回	令和6年度実績（見込）	開催回数：3回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：3回			
事業・取り組み	NO. 62 小山市障がい児者基幹相談支援センターによる相談対応		担当	福祉総務課
事業概要	より専門的な相談支援を実施するために、専門職等を配置し地域における相談支援の中核的な役割を担い、困難ケースへの対応と関係機関への連絡・調整を行う。 迅速かつ適切な対応・支援へとつなげる。			
令和5年度実績（現状値）	相談件数：7,149件	令和6年度実績（見込）	随時実施	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO. 63 DV防止啓発事業		担当	人権・男女共同参画課
事業概要	DV、デートDVをはじめとしたあらゆる暴力の根絶に向けて、情報提供や講演会の開催等の啓発事業を実施する。 ①DV相談カードの設置（市関連施設・大型商業施設等） ②イベントにおけるDV防止チラシ・相談窓口リーフレットの配布 ③男女共同参画情報誌による相談窓口の紹介 ④「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパープルリボン運動を実施 ⑤DV防止講演会の実施 ⑥デートDV防止啓発リーフレットの作成・配布			
令和5年度実績（現状値）	①設置場所：市内53か所 ②啓発活動：3回 ③発行回数：1回 ④実施期間：11月1日～30日 ⑤開催回数：1回 ⑥1,683冊配布	令和6年度実績（見込）	①設置場所：市内53か所 ②啓発活動：5回 ③発行回数：1回 ④実施期間：11月1日～30日 ⑤開催回数：1回 ⑥1,602冊配布	
各年度目標 令和7～10年度	①設置場所：市内53か所 ③発行回数：1回 ⑤開催回数：1回	②啓発活動：10回 ④実施期間：11月1日～30日 ⑥作成・配布		
事業・取り組み	NO. 64 心配ごと相談事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	生活の中で生じる諸問題や悩みごとについて、相談所を開設し、相談員（弁護士や民生委員等）が傾聴・助言を行いながら問題解決の手助けを行う。 ①一般相談開設：第1・3・5火曜日、午前10時～12時、第2・4火曜日午後1時～3時 ②法律相談：毎月第2・第4火曜日、午前10時～12時 場所：小山市総合福祉センター 心配ごと相談室			
令和5年度実績（現状値）	①開設日数：26日 ②開設日数：24日	令和6年度実績（見込）	①開催日数：27日 ②開催日数：22日	
各年度目標 令和7～10年度	①開催日数：27日 ②開催日数：24日			

事業・取り組み	NO. 65 暮らしのなんでも相談		担当	社会福祉協議会
事業概要	身近な相談ごとやどこに相談したらよいか分からない相談を受け止め、他の専門機関につなげることも含め、適切な援助を行い、細やかで利用しやすい相談体制づくり、福祉サービスを必要とする方への支援の充実を図る。 相談受付：平日午前8時30分～午後5時15分			
令和5年度実績（現状値）	相談件数：538件	令和6年度実績（見込）	常時、電話等の相談に乗り、関係機関とも連携し支援をしていく。	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			
事業・取り組み	NO. 66 成年後見制度利用支援事業		担当	社会福祉協議会
事業概要	身寄りがいない等の理由により成年後見制度を利用できないことのないように相談に応じ、市長申立を含めた申立支援、後見人報酬の補助などを行うとともに、相談を通じて対象者の状況等に触れることで、必要な支援へとつなげる。			
令和5年度実績（現状値）	相談者数：104人	令和6年度実績（見込）	随時、相談を受け付け、成年後見制度が必要な場合には適切に利用できるような支援を行う。	
各年度目標 令和7～10年度	継続実施			
事業・取り組み	NO. 67 人権に係る相談		担当	人権・男女共同参画課
事業概要	人権に関する相談の他、様々な相談に対し、傾聴し必要に応じて専門窓口につなげる等、問題解決のための支援を行う。 ①人権相談（人権擁護委員対応）：毎月第2金曜日、午前10時～午後3時 ②その他の相談（職員対応）：随時			
令和5年度実績（現状値）	①相談件数：5件 ②相談件数：30件	令和6年度実績（見込）	①毎月1回相談日を設けて実施 ②随時受付し、専門窓口へつなげる等支援を行う	
各年度目標 令和7～10年度	随時実施			



基本施策4. 自死遺族等への支援の充実

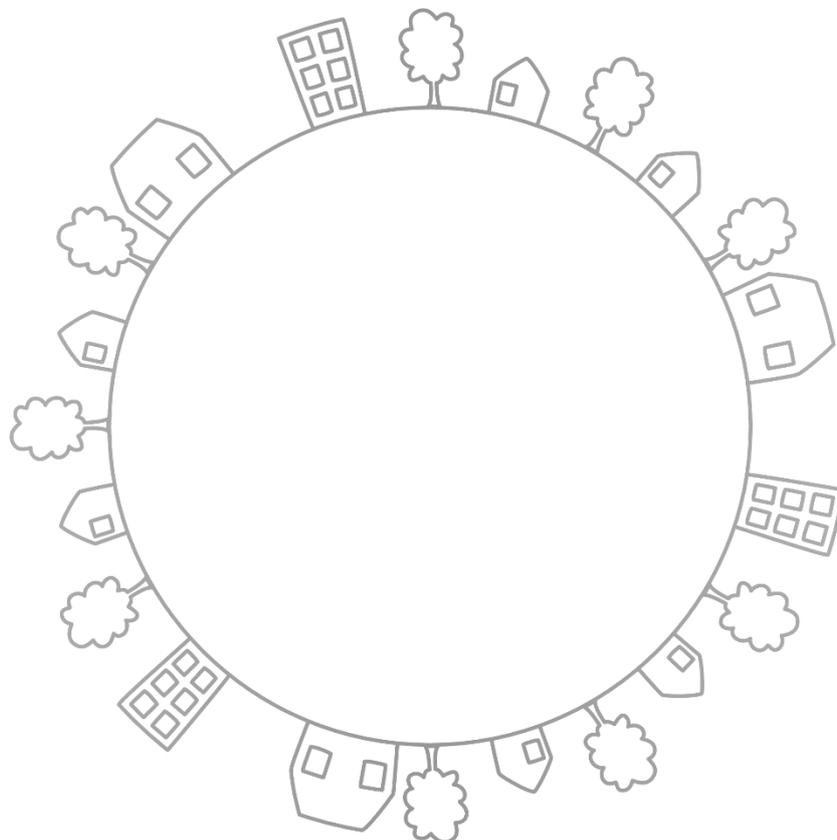


自死遺族は、大切な人を突然失ったことに対する深い悲しみと、周囲の誤った偏見等による苦しみを抱え、相談に至らないことや地域から孤立する可能性があります。遺された親族や周囲の人の苦しみや不安を軽減する取り組みを、関係機関とともに継続していく必要があります。

(1) 遺された人への支援

自殺対策においては、自殺が起きた後の事後対応も重要となります。ひとりの自殺が、少なくとも周囲の5人から10人の人に深刻な影響を与えるといわれ、健康不安、日常生活上の困難、保健医療、心理的、福祉、経済、法律等に関わる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援を推進します。

事業・取り組み	NO. 68 自死遺族等への支援事業		担当	福祉総務課
事業概要	大切な人を自死により亡くした方が集う「自死遺族の会」を通して、自死遺族としての想いを分かち合い、孤立化の防止を図る。 偶数月第3火曜開催（年6回）			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：年6回	令和6年度実績（見込）	開催回数：年6回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：6回			



基本施策5. 地域におけるネットワークの強化



自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化したうえで、相互の連携と協働の仕組みの構築を図ります。

また、多世代にまたがるような、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、相談窓口の一層の連携を図ります。

(1) 地域連携とネットワークの活用

本市における庁内各部署や関係機関及び団体等が連携して、様々な分野の視点から審議・情報共有を行うことで、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

事業・取り組み	NO.69 小山市地域福祉推進懇話会		担当	福祉総務課
事業概要	地域福祉計画の策定及び推進に資するため、必要な事項を懇談し提言する。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：1回	令和6年度実績(見込)	開催回数：2回	
各年度目標 令和7～10年度	令和7年開催回数：2回 令和8年～10年度開催回数：1回			
事業・取り組み	NO.70 園・所長合同会議		担当	こども教育課
事業概要	公立保育所長、私立保育園・認定こども園長が集まり、連絡調整・情報共有を行う。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：3回	令和6年度実績(見込)	開催回数：3回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：3回			
事業・取り組み	NO.71 子ども・子育て会議		担当	こども政策課
事業概要	子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援に関する審議を行う。			
令和5年度実績(現状値)	開催回数：3回	令和6年度実績(見込)	開催回数：5回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：3回			

事業・取り組み	NO.72 要保護児童等対策地域連絡協議会		担当	子育て家庭支援課
事業概要	保護・支援を要する児童、特定妊婦、DV被害者の適切な保護又は支援を図る。 ①代表者会議 ②実務者会議			
令和5年度実績（現状値）	①開催回数：年2回 ②開催回数：年4回	令和6年度実績（見込）	①開催回数：年2回 ②開催回数：年4回	
各年度目標 令和7～10年度	①開催回数：年2回 ②開催回数：年4回			
事業・取り組み	NO.73 オレンジリボンたすきリレー実行委員会		担当	子育て家庭支援課
事業概要	児童虐待防止の啓発を図る。 ①啓発活動 ②会議			
令和5年度実績（現状値）	①開催回数：3回 ②開催回数：2回	令和6年度実績（見込）	①開催回数：3回 ②開催回数：2回	
各年度目標 令和7～10年度	①開催回数：3回 ②開催回数：2回			
事業・取り組み	No.74 小山市ひきこもり支援協議会		担当	福祉総務課
事業概要	ひきこもり当事者やその家族が孤立せず社会とのつながりを回復していくための意見交換や情報共有をし、小山市の特性に応じた支援を協議することを目的とする。			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：年1回	令和6年度実績（見込）	開催回数：年1回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：毎年1回を予定			
事業・取り組み	(再掲載) 官民協働の場「こどもまんなかラウンドテーブル」		担当	こども政策課
事業概要	個々に活動しているこどもと子育て当事者を支援する各団体との協議の場を設け、連携を強化する。児童虐待防止、不登校支援、障がい児支援ひいては社会全体での子育て支援の充実を官民連携で取り組んでいく。			
令和5年度実績	—	令和6年度実績（見込）	—	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：2回			

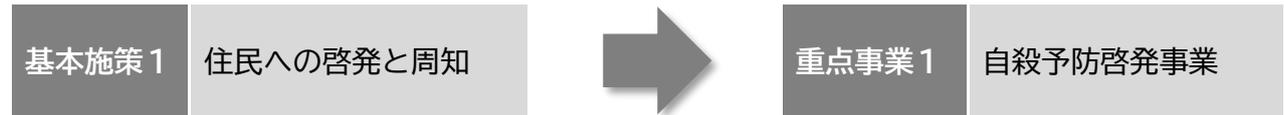
(2) 自殺対策ネットワークの構築

事業・取り組み	NO.75 小山市自殺対策協議会		担当	福祉総務課
事業概要	自殺対策のため、本市の現状や課題に対する情報共有及び問題意識の共有を図るとともに、相談援助等を行う支援者間の連携強化を図り、事例等の検討を通じて、多角的な視点より支援につなげる。また、いのちを支える小山市自殺対策計画の進捗管理を行う。			
令和5年度実績（現状値）	開催回数：2回	令和6年度実績（見込）	開催回数：2回	
各年度目標 令和7～10年度	開催回数：2回			

第3節 重点事業

本計画では、基本施策の5つの柱に基づき、総合的な自殺対策を推進していきます。
それとともに、本市における自殺の現状と課題を踏まえ、重点的に取り組む事業を掲げ、重点事業として実施していくこととします。

重点事業1. 自殺予防啓発事業



「基本施策1 住民への啓発と周知」より、「自殺予防啓発事業」を重点事業として取り組みます。
自殺対策に関する取組や施策・事業の認知度向上は、本市において積極的に取り組んでいかなければならない課題であり、今後、市民一人ひとりの気づきと見守りを促し、地域を巻き込んだ自殺対策を推進していくうえで、重要な取組となります。
自殺予防週間（毎年9月10日～16日）と自殺対策強化月間（毎年3月）の年2回、自殺予防の啓発及び相談窓口やゲートキーパー等に関することについて SNS を活用して周知を図ります。

重点事業2. ゲートキーパー養成講習会



「基本施策2 自殺対策を支える人材の育成」より、「ゲートキーパー養成講習会」を重点事業として取り組みます。
自殺対策を総合的に推進していくうえでは、ゲートキーパーといった自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材の確保・養成していくことが重要となります。本市においては、これまでもゲートキーパーの養成講習会を開催してきました。今後も引き続き養成講習会の機会を確保し、より幅広い分野でゲートキーパーの役割を担う人材を確保・養成していくことで、地域における包括的な支援の仕組みの構築を目指します。また、悩みを抱えている人を支援するゲートキーパー自身の健康管理やセルフケアなどに配慮していきます。

重点事業3. ひきこもり相談支援事業



「基本施策3 生きることの促進要因の拡大（自殺未遂者等への支援の充実）」より、「ひきこもり相談支援事業」を重点事業として取り組みます。
ひきこもりの状態にある方やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、時間をかけて寄り添う支援を行う必要があります。
小山市では、ひきこもり相談支援事業を通じて、ひきこもり状態にある方やその家族などからの相談を受け、必要に応じて福祉・医療等関係機関と連携して支援にあたる他、本人や家族同士の居場所づくり等を通じた支援を行います。

重点事業4. 生活困窮者自立支援事業



「基本施策3 生きることの促進要因の拡大（自殺未遂者等への支援の充実）」より、「生活困窮者自立支援事業」を重点事業として取り組みます。

生活困窮状態にある方は、経済的な課題のみでなく人間関係や健康問題等、多面的な課題を抱えています。自殺の原因となり得る様々なストレスに対して、早期の対応が求められています。

「生活困窮者自立支援事業」では、生活に困窮している方の相談に応じ、必要な支援を相談者と考え、具体的な支援プランを作成するとともに、相談内容に適した専門の窓口と連携しながら支援を行い、自立を促します。

重点事業5. 自死遺族等への支援事業



「基本施策4 自死遺族等への支援の充実」より、「自死遺族等への支援事業」を重点事業として取り組みます。

自殺対策において、自殺が起きた後の事後対応も重要となり、ひとりの自殺が、周囲の人に深刻な影響を与えるといわれています。健康不安、日常生活上の困難、保健医療、心理的、福祉、経済、法律等に関わる多様な問題を複合的に抱える可能性が高いため、早期からの適切な支援を行い、自死遺族を孤立させないことが重要です。

自死遺族の会において、大切な人を自死により亡くした方が集う会を通して、自死遺族としての想いを分かち合い、孤立の防止を図ります。

重点事業6. 小山市自殺対策協議会



「基本施策5 地域におけるネットワークの強化」より、「小山市自殺対策協議会」を重点事業として取り組みます。

本市の自殺対策の現状を踏まえ、地域の実情に応じた実践的な取り組みを強化していく必要がある中で、今後は「小山市自殺対策協議会」を通じて様々な分野の施策や関係機関、団体との連携を強化し、自殺対策の推進を図ります。

本会議では、本計画の進捗管理を行うほか、本市の現状や課題に対する情報や問題意識の共有を図るとともに、相談援助等を行う支援者間の連携強化を図り、事例等の検討を通じて、多角的な視点より支援につなげます。また、相談援助等を行う支援者間で連携・協働するための仕組みづくりを推進します。



第5章 自殺対策の推進体制

第1節 計画の推進体制

1. 庁内における推進体制

自殺対策について、庁内関係課等が情報共有を図りながら共通の認識を持ち、各事業に着実に取り組むとともに、連携しながら本計画の推進を図っていきます。

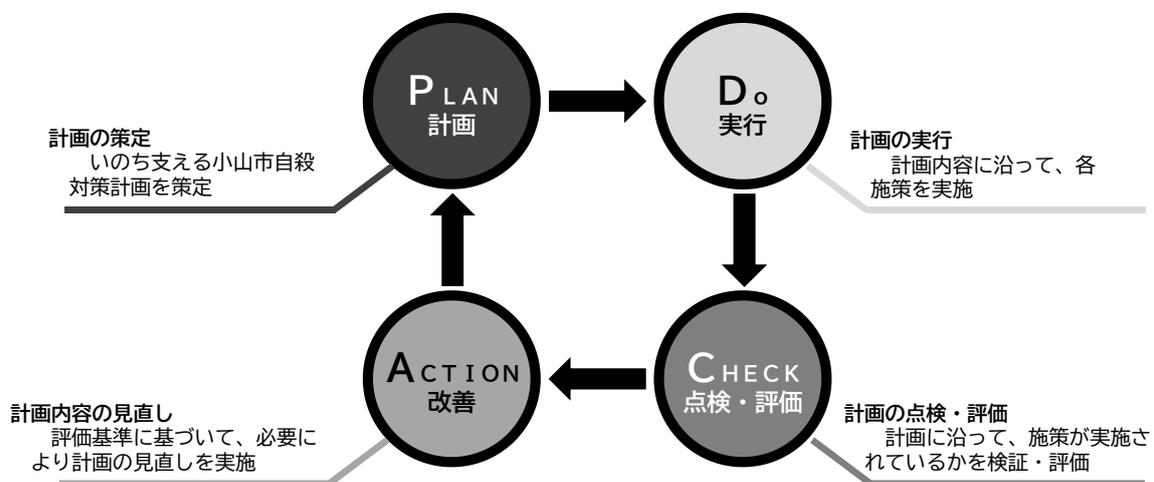
2. 関係機関・団体等との連携

保健所や警察等の関係機関及び民間団体等との相互の緊密な連携を図り、地域における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

第2節 計画の進捗管理

1. PDCA サイクルの推進

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援施策を検討し、所要の対策の実施に取り組みます。





1 策定の経緯

以下に本計画の策定の経緯を示します。策定にあたり、小山市自殺対策協議会、小山市自殺対策計画検討委員会、小山市自殺対策計画策定担当者会議、を開催し、協議を行って検討してきました。

また、市民を対象としたアンケート調査、市民意見募集（パブリックコメント）等を通じて、広く意見の募集に努め、計画策定の参考としました。

年 月 日	会 議 等	主な検討内容 等
令和6年		
6月14日（金）～ 6月28日（金）	アンケート調査実施	「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」策定に係るアンケート調査
8月8日（木）	第1回 小山市自殺対策計画策定担当者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」の概要について ・「第2期小山市自殺対策計画」の骨子案について
8月22日（火）	第1回 小山市自殺対策計画検討委員会	
8月29日（火）	第1回 小山市自殺対策協議会	
10月3日（木）	第2回 小山市自殺対策計画策定担当者会議	「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」素案について
10月9日（水）	第2回 小山市自殺対策計画検討委員会	
10月17日（木）	第2回 小山市自殺対策協議会	
12月4日（水）～ 12月17日（火）	パブリックコメント実施	「第2期いのち支える小山市自殺対策計画（案）」に関するパブリックコメントの実施
令和7年		
1月23日（木）	第3回 小山市自殺対策計画策定担当者会議	「第2期いのち支える小山市自殺対策計画」計画案について
1月29日（水）	第3回 小山市自殺対策計画検討委員会	
2月6日（木）	第3回 小山市自殺対策協議会	
3月31日（月）	計画策定	—

2 小山市自殺対策協議会設置要綱

○小山市自殺対策協議会設置要綱

令和元年7月10日

規程第6号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、市内関係機関・団体等の適切な役割分担と効果的な連携の下、官民が一体となって自殺対策を推進し、本市の自殺者数及び自殺率の減少を図るため、小山市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する情報収集及び意見交換に関すること。
- (2) 自殺対策に関する各機関・団体等の役割分担の明確化及び連携体制の構築に関すること。
- (3) 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく小山市自殺対策計画の策定及び進捗に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進に関すること。

(委嘱)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健・医療関係団体の代表者
- (2) 社会福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 栃木県弁護士会に所属する弁護士
- (5) 雇用・労働関係機関の職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規程第25号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月30日規程第32号）

この要綱は、公布の日から施行する。

■ 小山市自殺対策協議会委員名簿

機関・団体等	委員	構成
医療法人朝日会 朝日病院	朝日 晴彦	保健・医療関係団体の代表者
小山公共職業安定所	飯田 真弓子	雇用・労働関係機関の職員
小山市校長会	池田 将	教育関係団体の代表者
小山市障がい児者基幹相談支援センター	柴田 将紀	社会福祉関係団体の代表者
小山市内高等学校長会	佐山 利晴	教育関係団体の代表者
小山商工会議所	仁平 幸男	雇用・労働関係機関の職員
小山市民生委員 児童委員協議会	谷中 悟	社会福祉関係団体の代表者
小山地区医師会	稲葉 俊三	保健・医療関係団体の代表者

機関・団体等	委員	構成
基幹型地域包括支援センター兼高齢者サポートセンター 小山総合	絵面 奈穂	保健・医療関係団体の代表者
地方独立行政法人 新小山市民病院	塚原 里香子	保健・医療関係団体の代表者
社会福祉法人 栃木いのちの電話	大橋 房子	保健・医療関係団体の代表者
栃木県小山警察署	谷田部 昌伸	関係行政機関の職員
栃木県県南健康福祉センター	大塚 美幸	関係行政機関の職員
栃木県弁護士会	大井 俊輔	栃木県弁護士会に所属する弁護士
白鷗大学	鄭 曉琳	教育関係団体の代表者

※敬称略、五十音順

3 小山市自殺対策計画検討委員設置要領

○小山市自殺対策計画検討委員会設置要領

令和6年6月5日

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、小山市自殺対策計画の検討を行うため、小山市自殺対策計画検討委員会を(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 自殺対策計画の策定方針に関すること。
- (2) 自殺対策計画の進捗管理に関すること。
- (3) 自殺対策計画の具体的事項に関すること。
- (4) その他自殺対策計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に基づき市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する職務を終了したときは、解任されるものとする。

- 2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、委員の職を失うものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長、副委員長には保健福祉部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときには、その事務と代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(担当者会議)

第7条 委員会の活動を補佐するため、小山市自殺対策計画策定担当者会議(以下「担当者会議」という。)を置く。

- 2 担当者会議は、会長及び別表2に掲げる関係課等の係長相当職の者の中から当該課等の長が指定するものをもって組織する。
- 3 会長は、保健福祉部長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び担当者会議の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年6月5日から施行する。

別表1 (第3条関係)

副市長、総合政策部長、総務部長、理財部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業観光部長、教育部長、社会福祉協議会事務局長

別表2 (第7条関係)

保健福祉部長、保健福祉部次長、まちの魅力推進課、職員課、人権・男女共同参画課、納税課、国保年金課、生活福祉課、こども政策課、子育て家庭支援課、保育課、高齢生きがい課、健康増進課、商業観光課、学校教育課、生涯学習課、中央図書館、社会福祉協議会

4 自殺対策基本法

○自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

最終改正：平成28年法律第11号

目次

- 第1章 総則（第1条—第11条）
- 第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第12条—第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条—第22条）
- 第4章 自殺総合対策会議等（第23条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第5条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第6条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第7条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第8条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第17条第1項及び第3項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第9条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第10条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第12条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第23条第2項第1号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第14条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第3章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第16条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第17条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第18条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第19条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第20条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を凶ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第21条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第22条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第23条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- (2) 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第24条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第25条 前2条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

5 自殺総合対策大綱（概要）

○自殺対策総合大綱（概要）

令和4年10月14日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ▶自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ▶自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ▶年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ▶新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ▶地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ▶ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少
(平成 27 年：18.5 ⇒ 令和 8 年：13.0 以下)

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

6 いのち支える相談窓口

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
からだの健康	健康相談	小山市役所	一般的な健康に関する相談・生活習慣病に対する健康・栄養相談等 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※病態栄養相談 月1回(要予約)	0285-22-9520	小山市中央町 1-1-1
		栃木県 県南健康福祉センター	一般的な健康に関する相談・エイズに関する相談・難病等病態別食生活相談等 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0285-22-1509	小山市犬塚 3-1-1
こころの健康	こころの健康相談	小山市役所	気分が沈む、不安、やる気が出ない、眠れないなどうつ病が心配な方とその家族に対する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0285-22-9619	小山市中央町 1-1-1
	こころの相談		精神科医師による心の悩みや心配ごと等についての相談 奇数月1回、午後2時～午後4時 ※要予約		
	精神保健福祉相談		引きこもり、眠れない、イライラ、対人関係がうまくいかない、家族についての悩み等、心の悩みや心配ごと等についての相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 専門医相談は原則毎月第1金曜日 ※要予約		
	精神保健福祉相談	栃木県 精神保健福祉センター	依存症(薬物・ギャンブル・アルコールなど)、摂食障害、引きこもり、自殺・自傷関連、精神疾患で精神障害に関する悩みや対応等の相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	028-673-8452	宇都宮市下岡 本町 2145-13
	こころのダイヤル		こころの悩みに関する電話相談 《専門相談員》 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時 《精神科医》 第2・4水曜日、午前9時30分～午前11時30分	028-673-8341	-
	栃木いのちの電話		悩みを聴き、相談者が危機を乗り越えて自らの力で生きていけるよう電話を通して援助 24時間、365日	028-643-7830	-
	足利いのちの電話		悩みを聴き、相談者が危機を乗り越えて自らの力で生きていけるよう電話を通して援助 毎日、午後3時～午後9時	0284-44-0783	-
医療	精神科救急医療相談電話		夜間・土日祝日の電話による緊急的な精神医療相談 月～金曜日、午後5時～午後10時 土日祝日(年末年始含む)、午前10時～午後10時	0570-666-990	-
リマ ティ イノ 性的	とちぎにじいろダイヤル		性的指向や性自認に関する様々な悩みや不安などの電話相談 毎月 第1・第3金曜日 (祝休日、年末年始除く) 午後5時30分～午後7時30分	028-665-8724	-
心配ごと	心配ごと相談 (一般相談)	小山市 社会福祉協議会	相談員による日常生活上生じる心配ごと、困りごと相談 第1、第3、第5火曜日 午前10時～午後3時(電話相談可) 第2、第4火曜日 午後1時～午後3時	0285-22-9501	小山市中央町 2-2-21

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
育児・思春期等	乳幼児の発育・発達 相談、育児相談	小山市役所	乳幼児の発育・発達・育児に関する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※面接希望の場合は要予約	0285-22-9525	小山市中央町 1-1-1
	子育て相談	子育て支援相談室 ほほえみ	子育てに関する総合的な相談 毎日(年末年始除く) 午前8時30分～午後4時30分	0285-22-3477	小山市城山町 3-7-5
	発育発達・思春期相談	栃木県 県南健康福祉センター	発育発達に関する心配・思春期における不安等について の相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0285-22-0488	小山市犬塚 3-1-1
	青少年相談 (幼児・学齢期の相談)	小山市 青少年相談室	学校生活や子育て、こどもの発育発達についての 相談 面接相談 月～金曜日(祝休日、盆、年末年始除く) 午前9時～午後5時	面接相談 0285-25-4002, 4031	小山市八幡町 1-8-49
	青少年電話相談	小山市 青少年相談室	学校生活や子育て、こどもの発育発達についての 相談 電話相談 毎日(祝休日、盆、年末年始除く) 午前10時～午後5時	電話相談 0285-25-4006	-
	児童家庭支援センター にこにこ広場	済生会宇都宮乳児院内	こども、家族及び学校等に関する悩み相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	028-623-4152	宇都宮市竹林町 945-1
	児童家庭支援センター ちゅうりっぴ	社会福祉法人養徳園内	育児、養育、虐待、いじめ、不登校、非行、ショ ートステイ、里親などの相談 毎日、午前8時30分～午後5時15分	028-686-2220	さくら市喜連川 1025
福祉	小山市障がい児者基幹相談支援センター	相談支援専門員による在宅や地域で生活する障 害のある方やそのご家族のための相談 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※上記時間以外は、24時間の電話相談受付	0285-23-5050	小山市中央町 1-1-1	
いじめ・家庭問題	家庭児童相談	小山市役所	児童の問題・家庭内の問題等についての相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	0285-22-9626	小山市中央町 1-1-1
	スクールソーシャル ワーカー	小山市役所	不登校支援・相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	0285-22-9664	小山市中央町 1-1-1
	いじめ・不登校等 対策チーム	栃木県教育委員会 事務局下都賀教育 事務所	いじめや不登校など、学校生活における諸問題に ついての相談等 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	0282-23-3782 (専用)	栃木市神田町 6-6
	児童相談	栃木県 県南児童相談所	養護、保健、障害、非行、育成相談等 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0282-24-6121	栃木市沼和田町 17-22
	テレホン児童相談	栃木県	お子さんについての悩みや、こども本人からの悩 みごと相談 午前9時～午後8時(年中無休)	028-665-7788	-
	チャイルドラインとち ぎ	特定非営利活動法人	18歳までのこども専用電話相談 問題の解決を目的とせず、こどもの「気持ち」を 聴くことにより、ホッとできる「こころの居場所」 としてのボランティア活動による相談窓口 毎日 午後4時～午後9時	全国共通 フリーダイヤル 0120-99-7777	東京都新宿区 天神町14 神楽坂藤井ビル 5階

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
いじめ・家庭問題	いじめ相談 さわやかテレホン	栃木県教育委員会	(児童生徒専用) いじめや不登校、その他学校生活などに関する相談 メール相談 HP:「ホットほっとメール相談」検索 ホットほっとメール相談 検索 毎日、24時間	028-665-9999 全国共通ダイヤル 0120-0-78310	-
	家庭教育 ホットライン	栃木県教育委員会	(保護者専用) 子育てやしつけなど家庭教育に関する相談 メール相談 HP:「ホットほっとメール相談」検索 ホットほっとメール相談 検索 月～金曜日、午前8時30分～午後9時30分 土曜日、午前8時30分～午後5時30分 ※ただし、上記時間外と日曜日・祝日・年末年始は 留守番電話・FAX対応	028-665-7867	-
	子どもの人権 110 番	宇都宮地方法務局	子どもをめぐるさまざまな人権問題についての 相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0120-007-110 (子どもの人権)	宇都宮市小幡 2-1-11
	子どもの人権SOS eメール	宇都宮地方法務局	子どもの人権SOS eメール https://www.jinken.go.jp/kodomo (パソコン・スマートフォン共通) 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0120-007-110 (子どもの人権)	宇都宮市小幡 2-1-11
	子どもの人権 SOS ミニレター	宇都宮地方法務局	子ども自身の悩みに関する相談 学校に備えてある専用の用紙に悩みを書いてポ ストに入れると、人権擁護委員より返事が届く (切手不要) 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	-	宇都宮市小幡 2-1-11
	ひとり親家庭生活相談	母子家庭等就業・ 自立支援センター	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父を対象に、 生活・福祉全般に関する相談 火～日曜日(月曜・祝日・年末年始除く) 午前9時～午後4時30分	028-665-7801	宇都宮市 野沢町4-1 (パーティとち ぎ男女共同参画 センター内)
	子どもの権利相談	栃木県弁護士会	不登校、学校でのいじめや体罰、非行、援助交際 等の他、児童虐待等子どもに関する相談全般(未 成年者からの相談申込は全般受付可) 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前10時30分～正午 午後1時～午後4時30分	028-689-9001	宇都宮市明保野 町1-6
高齢者	認知症相談	小山市役所	認知症に関する相談 *必要時、専門医等の相談も可 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時00分～午後5時00分	0285-22-9853	小山市中央町 1-1-1
	認知症の方と 家族のための 電話相談	とちぎ健康の森	認知症の方や、その家族の方の抱える悩み ごとなどに関する電話相談 若年性認知症の電話相談 (必要時コーディネーターへの相談可) 月～土曜日(祝休日、年末年始除く) 午後1時30分～午後4時 ※毎月第4水曜は来所相談にも応じています。	028-627-1122 (電話相談専用)	(事務局) 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラ ザ内
若年層					

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
多重債務	多重債務相談	小山市 消費生活センター	多重債務に関する相談 (消費生活に関する相談) 月～金曜日 (水曜日、祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後3時	0285-22-3711	小山市中央町 2-2-21
		栃木県 消費生活センター	多重債務に関する相談 (消費生活に関する相談) 月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時		
	多重債務 相談センター	栃木県弁護士会	多重債務者の法的救済等を目的として多重債務 に関する無料法律相談や、受任弁護士の紹介等 月～金曜日 (祝休日、お盆、年末年始除く) 午前10時30分～正午 午後1時～午後4時30分	028-689-9001	宇都宮市 明保野町1-6
	有料法律相談	栃木県弁護士会	弁護士による面接相談(要予約) 月～金曜日 (祝休日、お盆、年末年始除く) 午前10時30分～正午 午後1時～午後4時30分		
金融に関する困りごと	消費生活相談	小山市 消費生活センター	悪徳商法、多重債務、その他消費者問題全般 月～金曜日 (水曜日、祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後3時	0285-22-3711	小山市中央町 2-2-21
	消費者相談	栃木県弁護士会	悪徳商法、多重債務、その他消費者問題全般 毎月第3土曜日 (祝休日、その他の場合に変更・中止あり) 午前10時～正午		
就職・労働	労働相談	栃木県	労働者及び使用者からの労働問題全般に関する 悩みや疑問について 月～金(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	028-623-3535	宇都宮市塙田 1-1-20
	働く人の メンタルヘルス相談	栃木県	産業カウンセラーによる、職場でストレスやメン タルヘルス不調を抱えている方、その家族や会社 の上司・同僚の方からの相談 県内4箇所で開催 毎月開催(宇都宮・大田原) 隔月開催(小山・足利) ※要予約 午後1時30分～午後4時20分(1回50分)		
	とちぎジョブモール 巡回相談	とちぎジョブモール (開催場所: 県南地区各 会場)	就労に関する相談 (総合相談・キャリアカウンセリング) (6月～2月) 地区内年間16回 ※要予約 午後1時～午後4時	028-623-3226	宇都宮市 駅前通り1-3-1 KDX 宇都宮ビル 1F
	就職に関する相談	小山公共職業安定所 (ハローワーク小山)	就職に関する相談等 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分		
	母子家庭等の 就業・自立支援相談	母子家庭等就業・ 自立支援センター	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、 就業等に関する相談・情報提供・無料職業あっせ んを実施 火～日曜日(月曜・祝日・年末年始除く) 午前9時～午後4時	028-665-7801	宇都宮市野沢町 4-1(パーティと ちぎ男女共同参 画センター内)

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
人権	みんなの人権 110 番	宇都宮地方務局	人権に関する相談 インターネット人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html (みんなの人権) 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0570-003-110 (みんなの人権)	宇都宮市小幡 2-1-11
	外国語人権相談 ダイヤル	宇都宮地方務局	人権に関する相談 インターネット人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html (外国語人権相談) 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	0570-090-911 (外国語人権相談)	宇都宮市小幡 2-1-11
	人権相談	小山市役所6階 相談室6B	人権擁護委員による人権に関する相談 毎月 原則第2金曜日 午前10時～午後3時	0285-22-9292	小山市中央町 1-1-1
女性	女性支援相談	小山市役所	DV、女性の悩みなど女性相談全般に関する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	0285-22-9627	小山市中央町 1-1-1
	女性のための心の相談	小山市役所	女性のカウンセラーによる悩みごと相談 毎月 第4金曜日 ※要予約 午後1時30分～午後4時15分	0285-22-9296	小山市中央町 1-1-1
	女性の生き方 なんでも相談	小山市役所	女性の弁護士による無料相談 毎月 第4金曜日 ※要予約 午前10時～正午	0285-22-9296	小山市中央町 1-1-1
	女性のための一般相談	とちぎ男女共同 参画センター	夫婦・家族・子育て・介護等に関する一般的な相談 《電話相談》 月～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時 《面接相談》 ※要予約 火～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	028-665-8720	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	女性のための法律相談	とちぎ男女共同 参画センター	女性弁護士による女性のための法律相談(面接・予約制) 毎月第2・第4木曜日 午後1時30分～3時30分	028-665-8720	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	女性のためのDV法律相談	とちぎ男女共同 参画センター	女性弁護士による女性のためのDVに関する法律相談(面接・予約制) 日時は電話にてお問い合わせください。	028-665-8720	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	女性のためのカウンセ リングルーム	とちぎ男女共同 参画センター	女性の心理の専門家による女性のためのカウンセ リング(面接・予約制) 毎月第2・第4金曜日 午後1時～4時	028-665-8720	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	女性のための就職相談	とちぎ男女共同 参画センター	しばらく働いていないから、再就職が不安、自分 に合った仕事を知りたいなど女性の相談員が電 話・面接による相談をお受けします。 毎月第2・第4水曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	028-665-8724 (面接予約は 028-665-8323)	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	女性の人権ホットライン		女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0570-070-810	-
	認定NPO法人 ウイメンズハウスとちぎ		DVや女性への暴力に関する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後5時	028-621-9993	宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラ ザ内
にんしんSOSとちぎ		予期せぬにんしん相談等 火曜日 午前10時～午後2時 土曜日 午後2時～午後6時	050-5526- 4662 ninshin-sos- tochigi.com (24時間受付)	-	

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
男性	男性のための電話相談	とちぎ男女 共同参画センター	パートナーとの関係で悩んでいる職場の人間関係がうまくいかないなど男性の相談員が相談に応じる	028-665-8724	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
			毎週 月曜日・水曜日 午後5時30分～午後7時30分		
男性・女性	配偶者暴力(DV)相談	とちぎ男女共同 参画センター	配偶者間の暴力に関する相談 《電話相談》 月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日 午前9時～午後4時 (祝休日、年末年始除く) 《面接相談》 ※要予約 火～日曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	028-665-8720	宇都宮市野沢町 4-1 (パルティとちぎ男女共同参画センター内)
	DV相談+(プラス)	内閣府男女共同参画局	DVや女性に対する暴力に関する相談 24時間	0120-279-889	-
	DV相談ナビ	内閣府男女共同参画局	DVや女性に対する暴力に関する相談 24時間 (最寄りの相談窓口につながります)	#8008 (はれれば)	-
	とちぎ性暴力被害者サポートセンター とちエール		性犯罪・性暴力被害の相談 平日 午前9時～午後5時30分 土曜日 午前9時～午後12時30分 (第2土曜日、祝日、年末年始除く) ※時間外は夜間休日コールセンターにつながり 相談受付	028-678-8200 #8891	宇都宮市竹林町 911-1
	警察安全相談	小山警察署	犯罪等による被害の未然防止等に関する相談 -	0285-31-0110	小山市 大字神鳥谷 1738-5
生活安全	県民相談室	栃木県警察本部	犯罪等による被害の未然防止等に関する相談 24時間	#9110 (028-627-9110)	宇都宮市塙田 1-1-20
	性犯罪被害者相談 電話	栃木県警察本部	性犯罪被害に関する相談 月～金曜日、午前9時～午後5時30分	#8103 (0120-625-2070)	宇都宮市塙田 1-1-20
	ヤングテレホン	栃木県警察本部	少年に関する悩みや困りごと相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前9時～午後4時	0120-87-4152	宇都宮市塙田 1-1-20
	被害者等相談室	宇都宮地方検察庁	犯罪被害者等からの刑事事件に関する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※夜間・休日でも伝言やFAXでの利用可	028-623-6790 (専用・FAX 兼用)	宇都宮市小幡 2-1-11
	被害者支援センター とちぎ	公益社団法人 被害者支援センター とちぎ	犯罪被害等に関する支援 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前10時～午後4時	028-643-3940 (専用)	宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術 館普及分館2F
	法律相談	小山市役所	弁護士による無料法律相談 毎月 第3日曜日 午前9時30分～午後0時30分 ※月初めから予約	0285-22-9282	小山市中央町 1-1-1
専門相談	法律とこころの相談	小山市 保健福祉センター	弁護士による法律相談、保健師による心の相談 毎月第1木曜日、午前10時～正午 ※要予約	0285-22-9629	小山市中央町 1-1-1
	自死遺族会	小山市 保健福祉センター	自死遺族による分かち合いの会 偶数月 第3火曜日、午後2時～午後4時	0285-22-9629	小山市中央町 1-1-1

区分	名称	相談機関 (開催場所)	事業概要等	問い合わせ又は連絡先	
			相談時間 (日時予約等)	電話番号	所在地
専門相談	薬物特定相談	栃木県 精神保健福祉センター	覚醒剤等違法薬物及び処方薬等、薬物全般への 依存についての相談 原則毎月第3水曜日、午後2時～午後4時 ※事前予約制	028-673-8785	宇都宮市下岡本 町 2145-13
	ギャンブル等依存症 特定相談	栃木県 精神保健福祉センター	ギャンブル等依存症に関する相談 原則 毎月第2水曜日 事前予約制 午後1時30分～午後3時30分	028-673-8785	宇都宮市下岡本 町 2145-13
	頻回自傷未遂者及び家 族等特定相談	栃木県 精神保健福祉センター	リストカット、過量服薬などに関する相談 原則毎月第2水曜日、午後 ※事前予約制	028-673-8785	宇都宮市下岡本 町 2145-13
	自死遺族特定相談	栃木県 精神保健福祉センター	自死遺族についてのこころの相談 原則毎月第3水曜日、午後 ※事前予約制	028-673-8785	宇都宮市下岡本 町 2145-13
	法律相談 経営相談	母子家庭等就業・ 自立支援センター	母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、 弁護士による養育費等に関する法律相談と企業 診断士による起業相談を実施 火～日曜日(月曜・祝休日・年末年始除く) 午前9時～午後4時30分 ※予約制 ・法律相談は、原則第2・4水曜日、午前中 ・経営相談は随時	028-665-7801	宇都宮市野沢町 4-1 とちぎ男女共同 参画センター内
	有料法律相談	小山市立 生涯学習センター	法律に関する有料相談を実施 毎月第1土曜日(祝休日除く) 受付：午前10時～正午 ※要予約	028-689-9001 栃木県弁護士会	-
		栃木商工会議所	法律に関する有料相談を実施 毎月第3土曜日(祝休日除く) 受付：午前10時～正午 ※要予約		
	弁護士相談	栃木県 暴力追放県民センター	暴力団からの民事介入でお困りの方への弁護士 相談 毎月第3水曜日 午後1時30分～午後3時30分	028-627-2600 (専用)	宇都宮市昭和 3-2-8 しもつけ会館内
	栃木県司法書士会 総合相談センター 宇都宮会場	栃木県司法書士会館	司法書士による債務整理等の無料法律相談 《面接相談》※要予約 毎週土曜日(祝休日除く)、午前10時～午後3時 《電話相談》 毎週土曜日(祝休日除く)、午前10時～午後3時 相談専用電話028-651-5008	028-614-1122	宇都宮市幸町 1-4
	栃木県司法書士会 総合相談センター小山 会場	小山商工会議所	司法書士による債務整理等の無料法律相談 《面接相談》※要予約 毎月第3土曜日(祝休日除く) 午前10時～午後3時	028-614-1122	宇都宮市幸町 1-4
	栃木県司法書士会 総合相談センター 栃木会場	栃木商工会議所	司法書士による債務整理等の無料法律相談 毎月 第1土曜日(祝休日除く)	028-614-1122	宇都宮市幸町 1-4
	法テラス	法テラス栃木	電話または面談による法的トラブルの解決に役 立つ情報の提供。法テラス栃木では、経済的に余 裕のない方を対象とする弁護士による無料法律 相談等も実施。 午前9時～正午 午後1時～午後5時 (土日、祝日、年末年始除く)	0570-078318	宇都宮市本町 4-15 宇都宮NIビル 2階
法テラス サポートダイヤル		電話または面談による法的トラブルの解決に役 立つ情報の提供。法テラス栃木では、経済的に余 裕のない方を対象とする弁護士による無料法律 相談等も実施。 平日 午前9時～午後9時 土曜 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始除く)	0570-078374	宇都宮市本町 4-15 宇都宮NIビル 2階	
ひきこもり 相談支援室	小山市役所	ひきこもりに関する相談 月～金曜日(祝休日、年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分	0285-22-9858	小山市中央町 1-1-1	

7 用語集

【 英数字 】

8050 問題

80 歳前後の親と 50 歳前後の子どもで構成される世帯で起こる、ひきこもりの長期高年齢化が親の高齢化につれて経済的に困窮する状況や、親が要介護状態になることで子どもが離職するなど、社会的に孤立を伴う問題のこと。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者やパートナー等親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。

EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)

Edinburgh Postnatal Depression Scale の略で、産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた 10 項目の質問票のこと。

PDCA サイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

SDGs

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のこと。

SNS

Social Networking Service の略で、人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

【 あ行 】

アウトリーチ

支援が必要な人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。

いのち支える自殺対策推進センター

自殺対策基本法の理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の P D C A に取り組むための資料の提供や民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している機関のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な面で幸せな状態のこと。

オレンジリボン運動

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。

【 行 】

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のこと。

【 さ行 】

産業カウンセラー

働く人々が自らの力で問題を解決できるように援助する人のこと。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法第12条に基づいた、国が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針のこと。

自殺対策強化月間

自殺対策基本法で、国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するとして定められた期間のこと。毎年3月に実施しています。

自殺未遂

自殺を試みたが死に至らなかった場合のこと。

自殺予防週間

自殺対策基本法で、毎年9月10日から16日までにおいて、国、地方公共団体が啓発活動を広く展開し、それに心ざわしい事業の実施に努めるよう定められた期間のこと。

自死遺族

家族・親族を自殺により亡くした人のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育機関を活動の場として、いじめ・不登校等生徒指導上の課題を抱える児童生徒・保護者、教職員からの相談に応じるとともに、家庭や関係機関と連携しながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行う福祉の専門職のこと。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

性的マイノリティ

恋愛や性愛がどのような対象に向かうかという「性的指向」、自分自身の性をどのように認識しているかという「性自認」について、少数派にある人のこと。性的マイノリティの総称としてLGBTQ+という言葉がある。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神疾患等、精神上の障がいにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度のこと。

セルフケア

自分自身をケアすること、自分自身で世話をする・面倒をみること。

【 た行 】

地域自殺実態プロファイル

自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し、特徴をとりまとめた資料のこと。

【 な行 】

認知症サポーター

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

【 は行 】

パープルリボン運動

パープルリボンを身につけ、暴力の下に身を置いている被害者に「あなたは一人じゃないよ」と呼びかける、一人でも始めることができる運動のこと。女性に対する暴力をなくすことを目的に、1994年にアメリカの小さな町で生まれ、現在40カ国以上の国々で実施されている。

ピアカウンセリング

お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。

ひきこもり

社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的に6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

ファイナンシャルプランナー

相談者の夢や目標がかなうように一緒に考え、サポートする専門家のこと。

【 ま行 】

メンタルヘルス

こころの健康状態のこと。

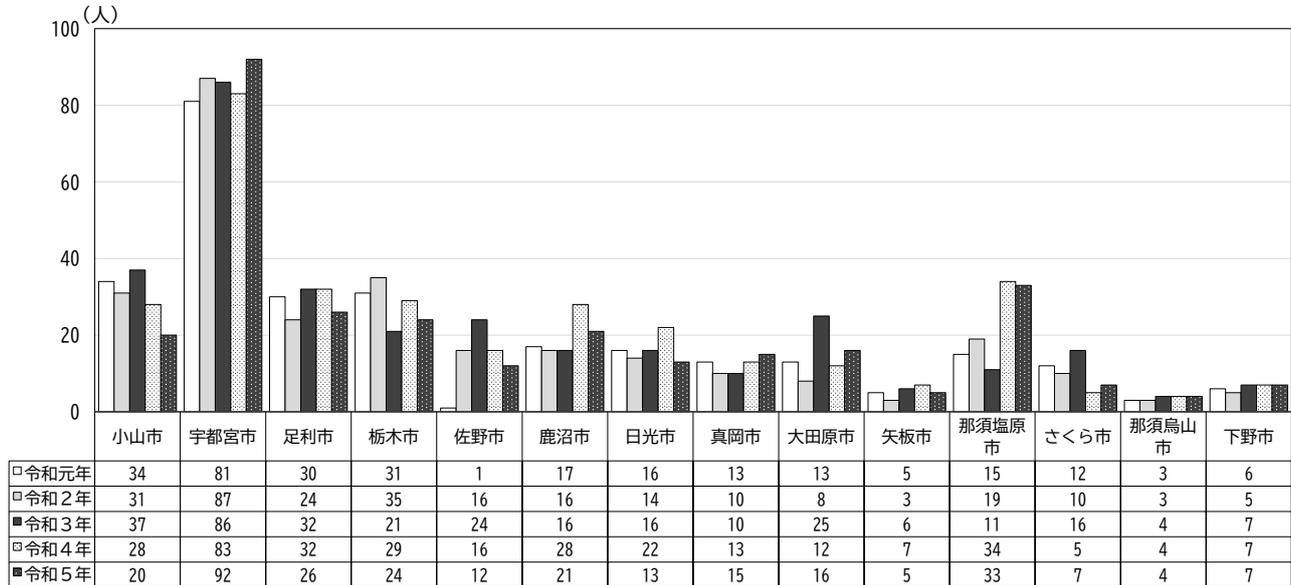
【 わ行 】

ワークライフバランス

仕事と生活の調和のこと。（国民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現する。）

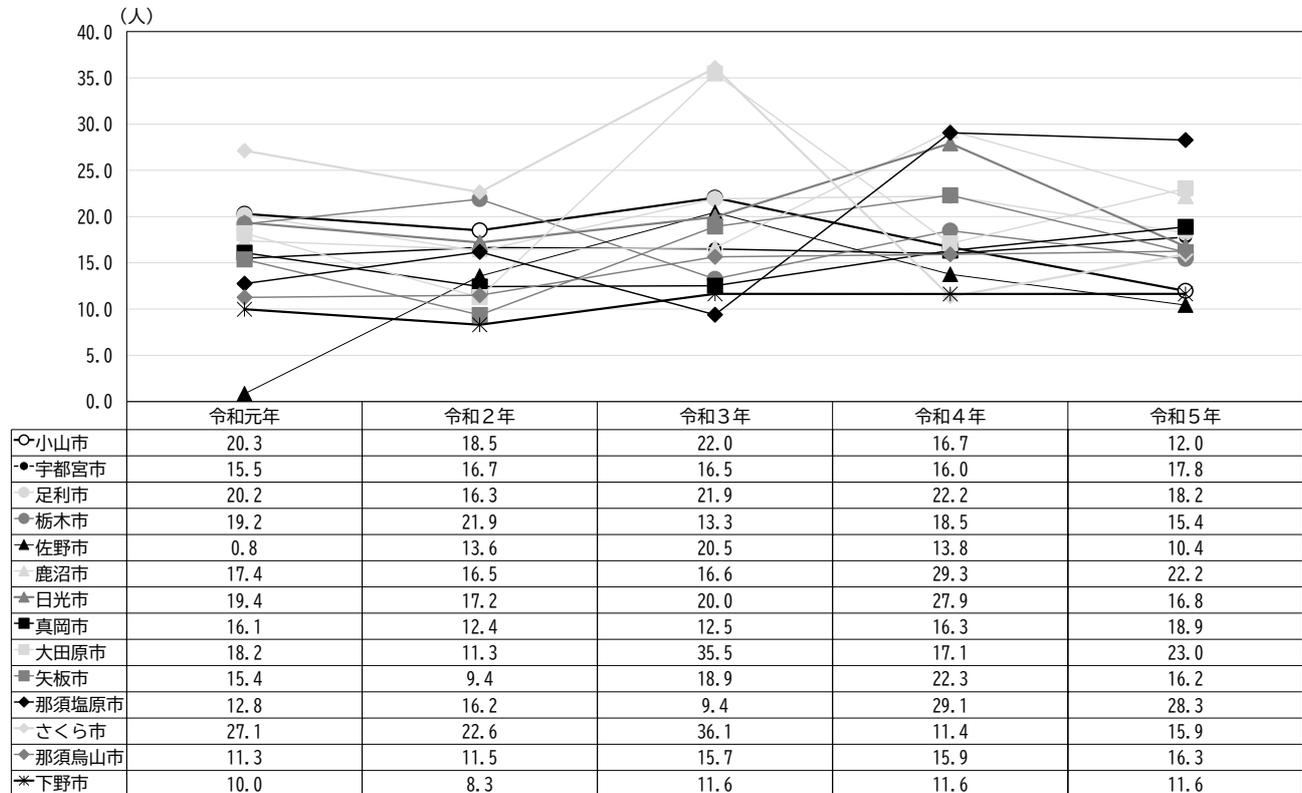
8 栃木県内他市の統計

■ 栃木県内他市自殺者数の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

■ 栃木県内他市自殺死亡率の推移



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第2期いのち支える小山市自殺対策計画

令和7年3月

発行 小山市
編集 保健福祉部 福祉総務課
住所 〒323-8686
栃木県小山市中央町1丁目1番1号
TEL 0285-22-9629
URL <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

